

令和7年12月18日（木曜日）

## 第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和7年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 熊 谷 拓 郎 | 2 番  | 本 田 翔 也 |
| 3 番  | 櫻 井 貞 子 | 4 番  | 中 西 傳   |
| 5 番  | 菅 野 隆 二 | 6 番  | 米 川 修 司 |
| 7 番  | 井 上 浩   | 8 番  | 櫻 井 靖   |
| 9 番  | 安 部 孝   | 10 番 | 赤 間 幸 夫 |
| 11 番 | 色 川 晴 夫 | 12 番 | 片 山 正 弘 |
| 13 番 | 高 橋 幸 彦 | 14 番 | 高 橋 利 典 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 町 長               | 櫻 井 公 一 君   |
| 副 町 長             | 熊 谷 清 一 君   |
| 総 務 課 長           | 千 葉 繁 雄 君   |
| 財 務 課 長           | 安 土 哲 君     |
| 企 画 調 整 課 長       | 千 葉 忠 弘 君   |
| 町 民 福 祉 課 長       | 相 澤 光 治 君   |
| 健 康 長 寿 課 長       | 齊 藤 恵 美 子 君 |
| 産 業 観 光 課 長       | 太 田 雄 君     |
| 建 設 課 長           | 岩 渕 茂 樹 君   |
| 会 計 管 理 者         | 佐 藤 進 君     |
| 会 計 課 長           | 大 宮 司 綾 君   |
| 水 道 事 業 所 長       | 赤 間 春 夫 君   |
| 危 機 管 理 監         | 田 瀬 高 広 君   |
| 建 設 課 参 事         | 梁 川 秀 幸 君   |
| 総 務 課 総 務 管 理 班 長 | 岸 淳 一 君     |
| 教 育 長             | 内 海 俊 行 君   |

|             |       |
|-------------|-------|
| 教育次長兼課長     | 蜂谷文也君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 石川祐吾君 |
| 監査委員        | 丹野和男君 |

---

事務局職員出席者

事務局 長 千葉浩司                      主 事 庄司広紀

---

議事日程（第2号）

令和7年12月18日（木曜日） 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 議案第 64号 松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

〳 第 3 議案第 65号 松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

〳 第 4 議案第 66号 職員の給与に関する条例の一部改正について

〳 第 5 議案第 67号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〳 第 6 議案第 68号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

〳 第 7 議案第 69号 松島町町税条例及び松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

〳 第 8 議案第 70号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

〳 第 9 議案第 71号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

〳 第10 議案第 72号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

〳 第11 議案第 73号 指定管理者の指定について

【松島運動公園：管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等】

〳 第12 議案第 74号 指定管理者の指定について

【松島運動公園：温水プール】

- Ⅱ 第 1 3 議案第 7 5 号 指定管理者の指定について  
【北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンター】
- Ⅱ 第 1 4 議案第 7 6 号 指定管理者の指定について  
【垣ノ内集会場】
- Ⅱ 第 1 5 議案第 7 7 号 指定管理者の指定について  
【高城コミュニティーセンター】
- Ⅱ 第 1 6 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について  
【本郷ふれあいセンター】
- Ⅱ 第 1 7 議案第 7 9 号 指定管理者の指定について  
【華園集会場】
- Ⅱ 第 1 8 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について  
【左坂支館】
- Ⅱ 第 1 9 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について  
【上竹谷生活センター】
- Ⅱ 第 2 0 議案第 8 2 号 指定管理者の指定について  
【上幡谷生活センター】
- Ⅱ 第 2 1 議案第 8 3 号 指定管理者の指定について  
【根廻分館】
- Ⅱ 第 2 2 議案第 8 4 号 指定管理者の指定について  
【初原コミュニティーセンター、上初原支館】
- Ⅱ 第 2 3 議案第 8 5 号 指定管理者の指定について  
【桜渡戸分館】
- Ⅱ 第 2 4 議案第 8 6 号 指定管理者の指定について  
【三浦墓地】
- Ⅱ 第 2 5 議案第 8 7 号 指定管理者の指定について  
【古浦墓地】
- Ⅱ 第 2 6 議案第 8 8 号 指定管理者の指定について  
【松島防災センター、三十刈避難所】
- Ⅱ 第 2 7 議案第 8 9 号 指定管理者の指定について  
【帰命院避難所】

- 〓 第 2 8 議案第 9 0 号 指定管理者の指定について  
【白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所】
- 〓 第 2 9 議案第 9 1 号 指定管理者の指定について  
【手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所】
- 〓 第 3 0 議案第 9 2 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 〓 第 3 1 議案第 9 3 号 令和 7 年度松島町一般会計補正予算（第 4 号）
- 〓 第 3 2 議案第 9 4 号 令和 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 〓 第 3 3 議案第 9 5 号 令和 7 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 〓 第 3 4 議案第 9 6 号 令和 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 〓 第 3 5 議案第 9 7 号 令和 7 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 3 号）
- 〓 第 3 6 議案第 9 8 号 令和 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 〓 第 3 7 議案第 9 9 号 令和 7 年度松島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〓 第 3 8 議員提案第 4 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 〓 第 3 9 議案第 1 0 1 号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 〓 第 4 0 議案第 1 0 2 号 令和 7 年度松島町一般会計補正予算（第 5 号）
- 〓 第 4 1 議案第 1 0 3 号 令和 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 〓 第 4 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（高橋利典君） おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回松島町議会定例会を再開いたします。

傍聴の申出がありますので、お知らせをいたします。―――であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利典君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により3番櫻井貞子議員、4番中西 傳議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第64号 松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（高橋利典君） 日程第2、議案第64号松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 10番赤間でございます。

今回、議案第64号ということで、乳児等通園支援事業に関わる条例制定が上げられました。お伺いしたい点、まず第1点目なのですが、これまでこの条例を制定する前は、児童福祉法等に基づいた基準ちゅうか、そういったことで運用されてきていると思いますけれども、冒頭、説明を受けた際に、たしか高城町保育所と既存の保育所等を挙げてお話しされたと思います。それで、お伺いしたい点というのは、条例を今回制定することによる設備及び運営に関する基準がどのように変わるのか変わらないのか、これまでに増して条例、特に3条から8条にかけての部分が、私としては、細かく言うと、どのように変わっていくのかということの捉えを持っているわけです。ですので、その辺についてのざっとお答えを求めたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） それでは、お答えいたします。

今回の条例の制定につきましては、令和8年4月からこども誰でも通園制度をスタートさせるために必要となる基準になっております。これまで、例えば高城保育所の場合ですと、この条例が制定されたからといって高城保育所に関わる基準が変わるわけではなく、新たにこども誰でも通園制度をやるために乳児等通園支援事業を行う事業所が備えておかなければいけない基準を定める条例となっておりますので、これが定まったからといって今ある施設が変わるわけではなく、そもそも保育所や認定こども園などは、法令に基づいた基準どおりの施設となっているために認可を受けている施設でありますので、運営に支障はないと思っております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） そこでなんですが、高城保育所とか町の傘下に加えている保育所関係は理解するわけですが、隣接するとか、新設された幼保連携の認定こども園とか、その辺に関わっての情報共有関係とかそういうところについてはどのようなになっていますか。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 認定こども園につきましても、認定こども園法における基準どおりの施設となっていることを確認した上で認可を受けて運営していただいておりますので、その辺は全く問題ないと思っております。

こども誰でも通園制度の実施に関しましては、こども誰でも通園制度を実施できるかどうかということを、認定こども園にも意向をお伺いしていたり、情報共有はさせていただいております。その中で、現状では実施するのが難しいというお話をいただいております。松島町内につきましては、高城保育所1か所で実施するという流れになっております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 分かりました。それで、来年4月1日以降に施行されるということなんですけれども、この条例をつぶさに見ますと、とりわけ第5条関係になるのかな、外部評価の実施と結果の公表、改善等があればですけれども、こういったこともあらかじめ体制的には臨んでいくということになろうかと思いますが、その辺の捉えについては、今現在の進み具合としてはどのように捉えていますか、考えていますか。その辺、お知らせください。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 松島町の場合ですと、子ども・子育て会議など有識者の方も入った会議を設けておりますので、そちらにも事業の報告等をしながらその評価をしていただきたいと考えております。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 時節柄、これまでもあったんですけれども、松島町内にあっては幸いにしていないわけなんですけれども、通園関係のバスの中に幼児をたまたま置き去りにしてしまったとか、そういったことがあったりとか、あるいは、最近、地震が多いわけなんですけれども、併せて火事も多いということもあって、これは6条関係なのかな、そういった関係に関わっての緊急時の措置対応の部分についても、現段階で条例制定の議案ではありますけれども、その辺、きっちりと体制に組んで臨まれてほしいということであります。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○議長（高橋利典君） 他にございますか。8番櫻井 靖議員。

○8番（櫻井 靖君） 8番櫻井でございます。

今回の条例制定ということで、これは決して形だけのもの、絵に描いた餅であってはならないと思っております。

そこで、第5条の乳児等への人権の配慮であるとか13条の虐待等の禁止がうたわれている中で、乳児等への虐待などがあった場合、もしそういう申立てがあった場合、保育ルームに録画ができる装置とかそういうものがなければ検証できないのではないかと思っております。

そういうことについて町としてはどういうふうに考えているのか、お願いいたします。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 現在、高城保育所につきましては、防犯上、安全を図るために、入り口ですとかそういうところに防犯カメラの設置はされております。ただ、必ず全ての部屋につけなければならないという基準ではないのですが、その辺、安全を最優先に必要な台数というのは、確保されているかとは思っております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 8番櫻井 靖議員。

○8番（櫻井 靖君） 外部からの部分に関しては、そういうふうなのでいいと思うんですけれども、虐待等の証拠ということで、これは結構話題になった部分で、保育ルームにビデオ装置があるので虐待の実態が分かったというのがありました。これは、虐待があるかどうか

分かるためのものであって、それで疑いをかけられた場合、職員を守ることでもあると私は思っているんです。虐待がなかったということも証明できるものでもありますので、ぜひとも職員の身を守るためにも、そういうことも完備していただければと思いますので、検討をぜひお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、避難訓練を月に1回程度やるということであつたわけしております。暑い日、寒い日の訓練は大変でしょうけれども、ぜひそういうときこそやっていただきたいと思います。

それで、この間、津波警報があつたときに、高城保育所で白萩避難所に避難したというのがあつて、あと、あそこには桜の家から避難されたということで、それだけで結構人数が満杯になってしまったということもございます。実際、どういうことになるのか分からないので、もうちょっとそこら辺をしっかりと検証されたほうがいいのかと。実際、あそこにどれだけの人数が集まって、そこがちゃんと機能できるのかというのをしっかりと検証されてほしい。そして、そういう集まる場所については、乳幼児のための食料であるとかミルクですとか、そういうのを常備、備えていたほうがいいのかと思いますけれども、そこら辺についてどう考えているのか、お願いいたします。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 災害時の緊急対応につきましては、こども誰でも通園制度の実施にかかわらず、通常の保育のときにも必要なことでありますので、常に保育所を運営していく上で、その辺は、確実に実施しているところでもあります。実際に外に出るだけではなくても、避難経路の確認を職員間でするですとか、そういった細かいことから、あとは備蓄品の在庫確認なども定期的に行っておりますし、その辺につきましては、通常の保育から実施させていただいております。

○議長（高橋利典君） 8番櫻井 靖議員。

○8番（櫻井 靖君） 乳児を連れてという避難ですと、なかなか想定外のことも考えられますので、ぜひともきちんとそこら辺を検証していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（高橋利典君） ほか質疑ございますか。9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 9番です。

これは、こども家庭庁の国の施策の中で自治体が受けての制度なんだけれども、一番最後の資料でこども誰でも通園制度を確認していきますけれども、この町における対象の乳児はど

れぐらいと見込んでいるのか。それから、ゼロ歳から3歳までの人数ということなんだけれども、それから、例えばお子様を預かった場合の例示として、朝の9時から午前中とか、あるいは逆に午後からとか、そういうシミュレーションをつくっていると思うんですけども、その場合における子供の受入れの体制、それから費用、給付の金額、この辺のところというのはどういうふうに考えているか、お答え願えますか。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） まず、想定される人数につきましては、現在、保育所や認定こども園に実際に通われている対象の児童数から町内に住んでいるその世代の人数を引きますと、大体10人強ぐらいと見てはおります。実際に高城保育所が4月からどのように運営していくかというのは、現在、検討中ではございますが、利用時間につきましては、現場との調整も含めまして、現在のところ、午前中だけの時間を受入時間に設定しようと考えております。その理由としましては、施設の広さ的に、キャパシティー的に、現在、高城保育所は、ゼロ歳・1歳児に待機児童が出ている状況になっておりまして、そういったことも踏まえますと、なかなか実際に受入れするのは難しい状況になっております。定員の空きがないという状況になっておりますので、そのような形になっております。

費用的なものにつきましては、国で公定価格等を設定されておりますが、保護者の方が実際に負担していただく金額は、1時間当たり300円と想定しております。それは、国でも令和7年度に他の市町村で実施されている事業などから設定された基準の額となりますが、当町でも同じような金額を計画しております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 今の課長の答弁の中で、ゼロ歳と1歳未満が待機しているという話があったので、それってどれぐらいの人数があるのか。それから、今、10人ぐらい、想定というよりも、実際に来るわけじゃないのでいるんだということだよね。だからその辺の数字の取り方って実は大事なんだよね。それによって施設的环境とか、さっき櫻井議員が言ったとおりカメラを置くとかなんとかって、1人のためにというのはなかなか難しいので、そういった環境整備のことが出てきたりするし、それから、この町の特色というのは、子供たちが少ないのは残念なんだけれども、他町から観光関係で勤めに来ている方もいるんです。その方の受入れというのは可能なかどうか。その辺、3点、課長から。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　まず、現在の待機児童につきましては、12月現在で、高城保育所、めぶきの森、両方含めて11名ほど待機児童が出ている状況です。

あとは、想定される人数をどのように受入れする体制を取っていくかということにつきましては、先ほどもちらっと触れさせていただきましたが、現在、高城保育所の施設のキャパシティの問題などもありまして、実際には、ゼロ歳、1歳の受入れは、もしかしたらできないかもしれません。定員の空きがないという状況になっておりますので、実際は難しいという現状です。ただ、2歳児に関しましては空きがある状況ですので、受入れは可能と考えております。そういう状況を改善するためにも、現在検討を進めている幼保再編に伴う新しい施設の整備というものを早く進めて、早期実現に向けて検討していければとは考えております。

以上です。（「町外」の声あり）

町外の方の対応につきましても、現状、町内の施設がそのような状況ですので、空きの状況が残念にならない状況が多くなるとは思いますので、空きがあるところの年代の方でしたら町外の方の受入れも、もちろん可能ではあります。こども誰でも通園制度につきましては、町内の方だけではなく全国どこにお住まいの方でも、全国どこの施設も利用できるという制度上にはなっておりますので、空きがあれば利用は可能と考えています。

○議長（高橋利典君）　9番安部　孝議員。

○9番（安部　孝君）　課長の答弁の中で、いろいろこれから町がやんなきゃいけない課題とか問題が少し見えたような気がします。ですから、ここは、町長の答弁を求めたいと思うんですけども、認定こども園ができた高城の保育所もあるような中で、再編の在り方というのは、今の話からも含めて急いでやらなきゃいけないね。私らも感じているところがあるし。せっかく制度を国でつくったのに、それを利用できないという、環境整備ができていないというのはちょっと残念だし、私は驚いたんですけども、待機児童が11名いるという、この町というのは、子供がいないという状況の中で、この11人を面倒見られないというのはちょっと意外なんだけれども、この辺の原因とか対応というのはどういうふうに考えている。これは町長の答弁になると思うんですけども、よろしくお願いします。

○議長（高橋利典君）　櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　今、課長から施設等の今後の問題についてということで、施設等は話されておりましたけれども、今の議会じゃなくて、これまでの12月14日までが前議会だとすれば、前の議会のときに、議員の皆様方には、こういう幼児施設について、今後、こういうこ

との検討をしていかなくちゃならないというお話は申し上げて、議会とも意見交換はしております。それについては、幼稚園、保育所の統合等も含めて、今後、こういった形でこうやるよと、やっていきたいという話を申し上げて議会の理解は得ていると思っております。

毎年度、待機児童については常に気にかけているんですが、大体、年度当初は、待機児童がゼロに近い数字になってくるんですけども、年度途中から増えてくると。これは、町とすれば、逆に若い人たちの世代が増えてきていると捉えていますので、こういったことも踏まえて新たな施設の受入れの考え方というんですか、再度、皆様方と議論を申し上げていろいろいち早く取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 町長の言わんとしていることも分からないわけではないんですけども、政策をつくって、課題があって、それにスピーディーに応えるというのは、執行者の責任でもあるので、今の町長のお話だと、検討してこれからということなんだけれども、その検討のスケジュール、結論をどういうふうに出すかというところの見通しをお伺いしておきます。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 前回の議会で資料を提出しておりますので、その資料を後で議会事務局等から配っていただいてご参考にしていただければと思います。それには、ある程度、年度もうたってこういうふうにしていきたいということを書いておりますので、今、手持ち資料を持っていませんので、後ほどそういったもので確認願えればと思います。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 私もその資料はないのであれだけれども、町長の頭の中には、いつ頃どうするということだけでもいいから、次年度になるんでしょうけれども、その辺のスケジュールというのは所感としてお持ちだと思うのでお知らせをいただきたいと。後で資料は見ますけれども、今の時点での考え方をお知らせください。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、幼稚園、保育所の在り方検討委員会等々を庁舎内でも立ち上げて、今年度、令和7年度にスタートしていますので、その中で熟知してきているのも数多くありますので、ただ、庁舎内だけじゃ、いろいろ他の意見も聞く必要がございますので、これは、今、外部団体にも教育委員会と一緒にいろいろな所見を求めているところであります。教育委員会を通して私のほうにも報告を受けていますので、早速、来年度になるかと思っておりますけれども、来年度からは、こういう方向でこうしていこうかというものを早急にできるだ

け早く議員の皆様方には示したいと思っております。何年度に物を建てて何年度にこうするというのは、今、様々なこと、予算的なことも絡みますので、そういったものについての答弁は差し控えますが、ただ、自分の頭の中では、早急にやらねばならないということだけは分かっております。

○議長（高橋利典君） 9 番安部 孝議員。

○9 番（安部 孝君） 今の町長のお考えを尊重しながら私も資料を見せていただいて、一番大事なのは、年度ごとに課題があったものを次の年度には持ち越さない。そして、どういう形で住民の皆様、町民の皆様にこういった制度を知らしめて、そして、多くの皆さんに使ってもらおうと、こういうのが執行者の責任だと思いますので、大きなスパンで考えるものとすぐにできるものって、検討して計画をつくるというのは、そんなに時間がかかるものじゃないので、そこからいろいろと財政の話とかハードの面のものも出てくるわけですので、ぜひその辺の急いだ対応をここで求めたいと思います。

今日はこれぐらいの質疑にしておきますので、ぜひ幼保の在り方も含めて結論を急いでいただきたいと思います。強く要望して終わります。

○議長（高橋利典君） ほかほございませんか。11 番色川晴夫議員。

○11 番（色川晴夫君） この問題は、大分、皆ご議論、質問なさいまして、考えてきたのも大分入っておりましてご答弁いただきました。実は、この質問は、今年の 9 月議会、決算特別委員会の決算審議において、今ここにはいらっしやいませんけれども、今野 章議員がこのことについて質問いたしました。そのことで、新しい方はどういう質疑があったか分からないと思いますので、ここで要約というんですか、そういうのを皆さんにお知らせしたいと思います。一般質問のようなことになるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

毎年、未熟児の受入れについて待機者が出ているということから始まりまして、令和 8 年度から、来年度から町内外、子供がいつでも保育できる環境になると、そういう中で整備を求めるが、その対応をどうするかということから始まっているわけです。答弁としまして、来年度から高城保育所が一時預かりで余裕活用型という形でやりますと。一時保育で確保している定員のところに余裕がある場合に受け入れる、今、その準備をしておりますということであります。

そういう中の議論がずっとありまして、今、高城保育所に一時保育所の専用施設がない、受入れは制限があることから、幼稚園、保育所の統廃合、再編を進め、施設整備を考えていか

なきゃならないと答弁があったわけです。今、その中で、教育委員会と、それから町民福祉課を中心に、場所を含めて協議を検討しているという状況でありますとなります。

今、町長は、外部も含めての検討もしているということですが、そういうことで、今現在、あれから3か月しかたっていないから、そんなに議論は、進めているとは思いますがけれども、その辺、教育委員会、関係各課、どのような方向で今進んでいるのか、改めてお聞きしたいと思いますので、答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 幼保の合併というか、幼稚園と保育所の問題につきましては、まず作業部会ということで、教育長を部長といたしまして幼稚園の園長、副園長、それから保育所の所長、副所長、それに町民福祉課長、それから私ということで入らせていただきまして作業を進めさせていただいております。その中で、今、方針案的なものとして、適地選定の部分であったりとか、それから、適地を選定する上では規模等も必要になってくることから、そういったものの算出を行っておりまして、方針案として今まとめる作業をしているところでございまして、今後、それを課長クラスで構成する会議の場に披露しましてご意見いただきながら、来年度に向かって、今度は、議会も含めて保護者であったりとか各地域の問題もございまして、そちらまでコンセンサス形成を図っていきまして進めてまいりたいという考えではおります。

以上です。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） ただいまの教育次長の答弁に付け足しまして、作業部会のほかに子ども・子育て会議の場でも皆さんからご意見を伺いまして、例えば造るとしたらどの辺が適切だと思いますかというご意見もいただいたりもしています。その辺のご意見も参考にしながら作業部会で方針の案をまとめている状況となっております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） ありがとうございます。関係の所管でやっていると今聞きました。そういう中で、地域、保護者も含めてのこれからの検討をしていくということであります。それから、今、相澤課長から場所のことも含めて、結局、第一幼稚園とそれから高城保育所の統廃合ということになりますと、結構、場所を広く求められるのかと思っております。そういう中で、それだけの場所が、探せばあるんですけれども、今、どの辺まで検討なさっている

のか。来年度からこれは始まるんであります。それで、以前、私たちに示された統廃合というのは、令和10年頃に目標を持って統廃合を考えていくということが説明あったかと思っておりますので、そうすると、残された時間というのは、そうはないわけです。急いでおられるとは思いますが。ということで、その場所の選定も含めて、今、大ざっぱにこの辺が、大ざっぱということはできませんよね、ご検討なさっているかと思いますが、その辺、どうなんでしょうか。お願いします。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 有識者の会議というのは、さっき相澤町民福祉課長が答弁した子ども・子育て会議の中で、例えば君島先生等々に入っていて、いろんなご意見をいただいている。これは、最初、認定こども園を造るときも、子ども・子育て会議の内容等を重要視して参考にして進めてきた経緯もございましたので、現在も報告を今月に受けていますので、もう1歩、前に進む段階に来ている。今、色川議員がお話しするように、場所の検討にも、実は、私の頭の中にも入っていることは入っているんですが、この間、担当の方と町内を歩かせてもらったりして、例えばめぶきの森が、あそこに建築する上での場所を考えたときのいろんなご意見等も、昔に戻って振り返りながら、今、考えてはおりますけれども、まず交通の利便性とか、それから人口形態とかそういったものを考えて、やはり高城地区が中心になるのいいのかとか、その辺で高台はどこなのかとか、様々なことで、今、二、三なり三、四か所、いろいろ検討してこれから入っていかなくちゃならないということで、実際、そういう場所についても検討に入った段階にいるということだけご報告しておきたいと思います。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） そういうことで、今、町長の頭の中にも高城中心に考えているということでございますので、本当に早くこういうことを示していただいて、そして、この制度に沿うような受入体制を進めていってほしいと思っているのは、私ばかりじゃありません。全町民、子育てしている人たち全員がそのように思っているということでありますので、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

それから、余裕活用型ということでありますから、余裕があつてその施設を利用するということでもあります。今、一時預かりで安部議員もいろいろお聞きになって承ったんですけれども、今現在、一時預かりというのは、最大で何人ぐらい預かっているのか。待機は、最初は少なかったんですけれども、あと、年度途中から増えて10人ぐらいになっているということでございますが、今現在、一時預かりというのは何人ぐらいいらっしゃるのか。それで、

今、午前中が対象だと答弁がありました。午前中だけでこの制度に沿うのかということもありますので、それも、午後にも延ばせないのかということ、それはなかなか難しい、場所の関係も保育士の先生の関係もあると思うんです。そういう中でなぜ午前中なのかということ、もう1回、お願いしたいと思います。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） まず、余裕活用型で実施する内容につきましては、その余裕活用型というのは、一時預かりの定員の余裕ではなく、通常の保育をしている定員の余裕となります。それなので、例えば高城保育所ですと、施設の定員は120人です。そのほかに、年齢ごとに定員がございます。その定員の空きがあるところを利用して受け入れるというのが今回の制度になります。

現在、一時預かりにつきましては、高城保育所で登録していただいている方は数名いらっしゃるんですが、実際に使っていらっしゃる方は1名です。そのほかにめぶきの森で一時預かりを利用されている方は、複数名いらっしゃることはお伺いしております。高城保育所につきましては、一時預かり事業につきましても、定員の空き状況によってそこを利用する余裕活用型の一時預かり保育事業というのをやっておりますので、そちらの定員が、現在、規定上、1日当たり6人と定められておりますので、そちらの人数を若干減らして、その減らした分をこども誰でも通園制度の余裕活用型事業の定員として設定したいと考えております。

また、なぜ午前中だけで検討しているのかというお話でしたが、こちら、現場ともいろいろ議論を重ねておりまして、まだ最終的にこれと決めたわけではございませんが、例えば午後になりますと、通常、保育在園児につきましては、お昼寝の時間等に当たっているということもあって、そういう兼ね合いもございます。それから、もちろん職員の体制の問題もございます。現実的にゼロ歳、1歳、2歳児が1日の中で長時間活用するということの想定がなかなか難しい、現実的には、2時間くらいが妥当なんではないかという現場の声もありまして、現在のところ、午前中だけの2時間を利用可能な時間と設定して、1日の1人当たりの限度時間というの、それぞれの施設ごとに設定することになっているんですが、そちらも上限を2時間程度と設定しようかと、今、検討をしているところです。そういう限定された制度にすることで、この制度の趣旨に合っているのかというお話もありましたが、こちらにつきましては、施設の現状、地域の現状を踏まえて、施設ごとに基準、要件、実施の要綱を定めることとなっておりますので、本当は、長時間いつでも受け入れられるのがベストだと思いますが、現状の施設の状況を考慮しましてそのような検討とさせていただいており

ます。

以上です。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 分かりました。今受けている最大の6名から3名に減らすと、今度、また3名受け入れると。じゃあ今まで受けていた3名はどこに行くのかということ、これが、不平が出てくるのかと思いますので、いろいろやっっていながら、利用する方のご要望を聞きながらやっていくべきかと、これから検討していく、現場現場で対応していかなければならないと思っておりますので、その辺、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

松島町の施政方針にもありました。松島は、今、定住、子育て、交流という3つの柱の中で進まれているわけで、今回、この子育てということであります。今、町長の話の中で、松島町は少子高齢化でももちろん2040年問題がありますけれども、あと15年後で65歳以上がピークになるということが示されておりますけれども、今はその反対、若者が非常に伸びているという報告があります。

これは、後で関連しますから言うんですけれども、皆さん、旧松島病院の前にーーーーがいますけれども、その目の前にも新しい住宅が張りつき、A&C O O P前にも張りつき、そして、皆さんご覧になったかどうか分かりませんが、第一小学校前にコンビニがあります。その並びに宗教法人があります。その裏側を見てください。すごいアパートができています。大体40世帯以上入るアパートがあります。そしてごんきやです。その前は18棟、ということは18世帯、それから40世帯以上ということは、約60世帯の人たちがここで生活しているわけ。若者が、独身の方もいらっしゃると思うんです。その人たちが生活をし、家庭を持ち、そうすると子育てが始まるわけです。そうすると、今の現状の中でどこに預けるかということが差し迫っている問題になってくると思うんです。もう間近に迫っていると思うんです。

ですから、統廃合も含めてこれを早急に進めていかなければ、これから対応できなくなるおそれがあるんじゃないかと、私はこれを心配しているんです。人口増、若者定住は非常に喜ばしい。それを受け入れることがもっと大切になるかと。これが魅力ある松島に住みついていると、つながると思っておりますので、どうかその辺を含めて、今、統廃合のことにつきまして、本当に早急に進めていっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

それから、後ろに前理事長がいらっしゃいますのでちょっと言いにくいんですけれども、め

ぶきの森は、今回、対応できないということでもあります。町民の皆さんも受けられないのは、一、二年はしょうがないと思うんです。しかし、それ以上は待ったなしだと思うんです。ですから、めぶきの森も対応できるような体制づくり、松島町が後押ししていただければ、これはできないかなと思うんです。（「できない」の声あり）そうですか。できるということを言いますが、松島町の協力がなければ、もっとスムーズにいくと思いますので、その辺、高城保育所ばかりじゃなくて、めぶきの森の体制も同時に進めていってほしいと思います。ただ、めぶきの森は、あのよう場所がそうなる狭いのかという感じがありますので、その辺を含めての今のお考えがありましたらお示しいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） こども誰でも通園制度については、今回、こども家庭庁から出てきて、私たち自治体のほうにも流れてきているわけでありましてけれども、それは、まず、これまでの議論で様々な意見を賜っていますので、今後、参考にし、前へ進めていきたいと思っています。

それから、今、色川議員が総括的にお話ししているのは、松島町も、幼児教育の施設の問題も出ているということは、先ほど来から私も感じていますし、議員さん方も感じていると思いますので、そういったこの制度がどうだからということじゃなくて、もう進めてきていましたので、それは、今後、一般質問なされている方がいらっしゃるかもしれませんが、幼児教育をはじめ、小学校の教育もはじめ、こういったものについては、いち早く進めなくちゃならないところにもう来ているということは、町としても、私としても感じておりますので、そこは、今まで以上にスピードは進めていきたいと思っています。

この施設のことにしましては、例えば高城保育所も、今、出ていますし、めぶきの森も出ておりますけれども、そのほかに児童館の問題とか、様々な子供たち、低学年、それから乳幼児等に関するものについての場所の広さの問題については、キャパ的に狭いんじゃないかというのは、おのおの来ていますので、そういったものについて、高城保育所が取りあえずじゃあ今後どういうふうに対応して、そしてめぶきの森と共有を図りながら進めていくかというのが今後の課題になってきていますので、そこを、しっかりと課題をお互いが共有して進めていきたいと思っています。また、それが町民、今お子様を育てている世代、それから、これからそういったことを考えている世代についても、いち早く内容が分かるように町としても努力していきたいと思っています。（「よろしくお願いします。以上です」の声あり）

○議長（高橋利典君） ほか、質疑ございますか。1 番熊谷拓郎議員。

○1 番（熊谷拓郎君） 1 番熊谷拓郎です。

私も、長年、教育に携わってきていましたので、子供たち、特に乳幼児期、低年齢期の成長というのは、関わる大人の関わり方によって大きく影響してくるということを承知しております。この計画の中にも、1章第9条、第10条のところで、訓練ですとか研修の機会というところが明記されているんですけども、その頻度ですとか内容についてお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 保育所の職員の研修につきましては、毎年度、計画を立てながら、保育士資格を有する方々の研修を計画的に実施しております。内容としましては、子供たちへの関わり方というのが大きくなると思いますし、あとは、安全対策などをどういうふうにしていくかというのももちろんございます。それから、外部の研修以外でも、今、町民福祉課でやっておりますこども家庭センターで力を入れて取り組んでいる子供との関わり方を学ぶ機会というのを、保護者の方以外にも、ふだん子供たちに接する機会の多い幼稚園、保育所の先生方を対象に事業を行っている部分もあります。そういったことも受講していただきながら研修の機会というのを設けさせていただいております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 1番熊谷拓郎議員。

○1番（熊谷拓郎君） ありがとうございます。今お話しいただいた研修、いろいろあるということを理解いたしました。その中で、その成果というものはどのようにチェックをされているのか、教えていただければと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 例えば外部の研修を受けていただいた職員が、幼稚園の先生、保育所の先生、ほとんどの職員に参加していただいて、その場でどういう研修を受けてきて、どういうふう感じて、どういうふう実際に取り入れていったかという研修もやっています。あと、それから、先ほどのこども家庭センターで実施している講座もありますが、そこらには臨床心理士の先生もご参加いただいております。そういった先生からも、どういうふうに取り組んでみてはどうでしょうかとアドバイスをいただきながら、その次の回には振り返りをして、じゃあこういう成果がありましたねと、子供との関わり方で、こういうふうに関われば子供たちがこういう反応をしてくれるんだというのが目に見えて分かりましたという感想をおっしゃっている先生もいらっしゃいます。そういったことを積み重ねながら精度を高めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利典君） 1 番熊谷拓郎議員。

○1 番（熊谷拓郎君） ありがとうございます。今、園側の自己評価と申しますか、先生方がこういう成果があったという部分では、成果チェックというところをされているというお話がありましたけれども、例えば子供たちを預けている親側からの先生方が研修を受けて変わったなとか、うちの園の先生たちは、本当にほかの園の先生にも自慢できるなというような、何かアンケートを実施されていたり、また、そのアンケートを実施されているのであれば、町の住民の方々全員が見られるような内容、形式になっているのか、その点をお伺いできればと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 高城保育所につきましては、保護者の方々に定期的にアンケートを取らせていただいております。気づいた点などのご意見をいただいたりご感想をいただいたりということをしております。町民全ての方がご覧いただけるような公表の仕方になっていないんですが、そちらはどういうふうに公表していけるか、そのアンケートにかかわらず、町が子供支援として行っている事業をどういうふうに発信していくかということも含めて庁舎内でも検討しているところでございますので、今後、また取り組んでいきたいと思っております。

○議長（高橋利典君） 熊谷拓郎議員。

○1 番（熊谷拓郎君） ありがとうございます。よく分かりました。設備、施設として子供たちの受入れというところも、今後、検討していただけるというお話でしたし、先生方の関わり方の向上というところでも、我々松島に住んでいる人間が、松島の子育て環境というのはこんなにすばらしいんだよとほかの町の方々に自慢できるような町になっていくといいのかなと願っておりますので、ぜひその研修ですとか、あと、情報公開というところを積極的にしていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（高橋利典君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論参加ございませんか。原案に反対者の方の発言を許します。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 次に、賛成者の討論はいいですね。

それでは、他に討論参加がなければ討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第64号松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第65号 松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（高橋利典君） 日程第3、議案第65号松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ほかになければ討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第65号松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

それでは、会議が始まりまして1時間近くたちますので、ここで休憩に入りたいと思います。

11時10分再開いたします。

午前10時53分 休 憩

---

午前11時09分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開いたします。

---

日程第4 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（高橋利典君） 日程第4、議案第66号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 11番色川でございます。

議案第66号職員の給与に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

これは、質問要旨の中にも書いていますけれども、人事院勧告、国家公務員給料及び諸手当を引き上げることで、松島町でも一般職の職員の給料が上げられるということでありまして、説明資料の第1条、通勤手当ということでありまして、200円から7,100円の幅で引き上げられるということでありまして、新旧対照表によりますと、自動車通勤が片道10キロから5キロごとに改正されるわけでありまして、そういう中で、ガソリン税は今月末で暫定税率が廃止される、それから国の補助が入ったということで、今、安いところは140円台、150円台と、こういうふうになってかなり安くなってきているわけでありまして、通勤の方々、それからお仕事をされている方は、非常に助かるかと思っております。大変喜ばしいことでもあります。

そこで、松島町の職員の中で町外にお住まいになっている方も相当数いらっしゃると思うんですけれども、自動車通勤、それからバスとかJRを利用して通勤している方もいらっしゃると思うんですけれども、今、車とそれから電車通勤は、どのぐらいの割合なんですか。分かれば示してください。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 全体でよろしいですか。常勤職員の全体の中でということでご説明させていただくと、交通機関、これはJR等、鉄道が33名、それから、鉄道も使って自動車も使うという方が1名おります。それから交通機関、これも鉄道と自転車は3名おります。それから自動車のみという方は109名、原付バイクが1名、自転車が5名、あとは徒歩18名ということで、多分、足すと、これは特別職も入っていますので170になるかと思えます。よろしいでしょうか。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 170名中、自動車が109名ですか。かなりの割合、それからJRも33名含めて、品井沼とか何かは町内ですけれども、そういう中でかなりの人が町外からこちらの松島町に勤めているということがございます。

そういう中で、もちろん今回の改正は、自動車に限っているということでございます。じゃあＪＲ、それからバス、仮に仙台に、中山とか住吉台とかそういうところにお住まいの方は、バスを使って、今度、電車を使ったりなんかするわけでございますけれども、その通勤費というんですか、交通費は、領収書を添付すればその部分が出るのかと思うんですけれども、これは、どのような支払いの方法でやっているわけでございますか。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 基本的に交通費は、例えば定期なんかの場合であれば、半年間、定期を買っていただくということで、半年に１回、まとめてお金は払いますと。半年買ったほうが割引が効いて安くなるもんですから、あと、自動車通勤している方には、毎月、新旧表にもありますキロに応じて定額をお支払いするという事です。例えば５キロ、１０キロ未満であれば４,２００円を毎月お支払いするという事です。順次、５キロ刻みごとに金額、今回、それが改定になっているわけなんですけれども、毎月お支払いするという事になります。

○議長（高橋利典君） １１番色川晴夫議員。

○１１番（色川晴夫君） ＪＲやなんかは半年ごとということもありますが、自動車は分かりますけれども、この通勤、ＪＲとか何か、最大の上限額というのがあると思うんです。その辺はどのようになっているのか。また、一番距離の遠い遠方から役場に来ている方、誰とはいいいですから、仮に大崎の向こうからとか白石から来るとか、そういう中でも一番遠方の方はどこからおいでになっているのか、お知らせください。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 仙台であれば、例えば太白区ですとか、あとは名取、大崎が距離的には、ちょうどこの区分でいうと３０キロから３５キロ未満に該当してきますので、そういった方が一応５名おります。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。１１番色川晴夫議員。

○１１番（色川晴夫君） ３０キロから３５キロ圏内だということでありますので、そんなに遠くはないのかと。ＪＲを使って電車で一番遠方から来ているという方は、どちらなのでしょう。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 多分、地下鉄、電車を使っていると思われますので、太白区も、そういう意味だと多分３５キロ近くになっていると思いますし、あとは、電車であれば名取でしょうか、それが遠いかと思います。ちょうど３０キロから３５キロ圏内にそれが入っていますので。

以上です。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） それで、通勤手当ということがこの一環として、本年度の給与勧告ポイントというのを皆さん見てください。それで通勤手当、①の（３）、１か月当たり5,000円を上限とする駐車場の通勤手当を新設すると。これは非常に助かるかと思います。

そこで、松島町職員は、町で指定されている駐車場がありますよね。そこに借りている方と、それから、近隣の民営の駐車場を借りている方がいらっしゃるかと思っております。私は、以前、かなり前なんですけれども、町指定の場所なんですけれども、大体、町からどのぐらい補助なんかが出ているんですかということを尋ねたかと思うんですけれども、そのときに1,000円から1,500円ぐらい補助されているのかという認識があるんです。間違っていたらごめんなさい。出していないよと言われればそうなんですけれども、そういう中で、現実、町指定の場所に置いている方というのはどのぐらいいて、補助が出ているのかどうか。全く自分で出しているんですということがあれば、その辺を教えてください。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先ほど漏れたので、鉄道の交通費の上限は15万円です。それは、あくまでも鉄道とか交通機関を使った場合です。

それから役場の駐車場、この敷地内も含めてですけれども、旧役場の近く、隣接も含めて、特別職も含めて16人おります。補助はございません。それは、民間の駐車場を借りている方についても、役場の敷地内に止めている方も含めて全て費用がかかっている方については、実費負担となっています。これは国・県等を含めて、現行では、ほとんどはそうになっているかと思います。

給与勧告に載っています5,000円の部分については、今回の条例の改正には含めていないんですが、これは、今、人事院の規則の改正で詳細を詰めている段階ですので、それが明らかになった段階で細部を確認して、年度内、３月の定例会に、この部分については提案させていただくことになるかと思います。

以上です。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 今、5,000円の部分は制度化されていないと、３月あたりに上程されるかなということですので、5,000円も非常に大きい金額でございますから、毎月このような補助があるということになれば非常に助かるんじゃないかと思っております。そういう

ことで、ここの役場に通勤している方は実費負担なんですけれども、松島町には、仮に交流館とかどんぐりとかこういう施設がございますよね。その部分は、もちろん自前で駐車場を持っていますから置いているということがあると思うんですけれども、片や役場、ここの本庁に來ている人が自分で負担すると。片や出先に行かれる方はどうなんですか。向こうは料金、出先の機関とかは無料なのか有料なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今現状は、例えば保健福祉センターとか水道事業所とかそういった方々について駐車料金を徴収しているという実態は、まずありません。ですから、あとは、例えば旧役場の近くにある、町で持っている土地に止めている方は、常勤職員は4,000円、あとはJAのちょっと向こう、反対側の裏手のほうにもあるんですけれども、そこも役場が持っている土地で、常勤職員からは4,000円頂いています。

だから、そういう意味においては、例えば民間に止めている人は、当然、5,000円でも6,000円でも自分で負担して払うんですけれども、今回、上限5,000円というこの制度ができたときに、例えば、今、出先機関で止めている方というのは、お金がかかっていないんですけれども、ある意味、5,000円が上限ではありますけれども、今、民間の駐車場を借りている人、あとは、役場の駐車場で有料で借りている人にも手当が支給されることになるかと思うので、そういった面では、公平性は少し確保されてくるのかと思っています。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 分かりました。そういうことで、来年、3月の議会で上程されればいいのかと思います。それから、外部にどんぐりからアトレ・るから、そういうのは頂いていないということがございます。ということで、保育所関係もみんなそうだと思うんです。ということになれば、今、めぶきの森、社会福祉協議会で経営なさっているからこれは違うよと言われればそれまでなんですけれども、あそこは、子育てと重要な部分の松島の将来のまちづくりのための非常に核の施設であります。そういう中で、あそこで勤務されている保育士、駐車場がだつとありますよね。一見、二、三十台ぐらい止まる日もあるわけであります。そういう中で、あそこに毎日通勤なさっている方もいらっしゃると思うんですけれども、ここは管轄外だと思うんですけれども、あの辺は有料にしているのか、あるいは町有地の中に入っていると思うんです。違うのか。駐車をしているところ、あそこは町有地なんですか。まずそこから聞きたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁は。梁川建設課参事。

○建設課参事（梁川秀幸君） めぶきの森のところの、今、職員の駐車場にしている場所につきましては、旧町道用地でありまして、今現在、社会福祉協議会に行政財産目的外使用ということで、平米当たり年950円という形で占用料をお支払いいただいて使用しております。

以上になります。

○議長（高橋利典君） 色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 行政外目的があるので、それで900円、1か月ですか、年ですか。

○議長（高橋利典君） ちょっと待ってください。今、町職員のほうですので、めぶきの森のほうは関係ちゅうか、また別の話ですから、今、町職員の関係のことですので、その辺は。（「関連」の声あり）11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 言っていることは分かるんですけども、あそこは、初年度に松島町職員も行っていますよね。ということは、関連があるかということで私は聞いているので、これが駄目だというなら私は取り下げます。じゃあ別な質問をしたいと、議長がそのように言うのであれば質問を変えたいと思います。本当は残念なんですけれども、私はこれ、せっかくだからめぶきの森なんかも通勤している人、以前聞いたんですけども、月々幾らかずつ徴収されているんです。ということで、大切な子供を育てるそういう職員、これは特例かもしれませんが、無料にしたらどうなんですかということを私は言いたかったんです。そういう中で、これは、議長のそういう話がありますので話はしません。取り下げます。でも、これだけは思いを伝えます。無料にしてください。お願いします。

それでは、次に、今度は給与勧告ポイントからなんですけれども、民間給与との格差1万5,014円、3.62%を解消するための改正であると。それで、これは、人事院勧告というのは、大体皆さんご存じのとおり、大手2,000社ぐらいを対象にして調べた結果、公務員との比較をしているということであります。バブル経済崩壊後、デフレ経済の中で経済の低迷、賃金も抑えられ、この30年、そしてコロナ収束後、やっと経済も上昇気流に乗り、大手各社は高決算・高利益を上げているという中で、または人手不足もあり賃金上昇が続いている今この頃であります。そういう中で、各会社も生き残りをするために大幅賃金アップを進めている中で、公務員も、人事院勧告なんかも含めて賃金を上げなければ優秀な人材が集まってこないということから、毎年、4年連続ですか、間違っていたらごめんなさい、そういう中で改定がなされているわけであります。

今回、12月10日、私たち議員にも職員にもボーナスが出ました。これは4年連続ということで、河北新聞にこのように載っているわけで、皆さんもご覧になったかと思うんですけど

も、宮城県が88万幾ら、43歳10か月、それから仙台市、88万9,970円、41歳7か月ということですが、松島町においてもこういうボーナス、期末手当が出ているわけですので、それにちなんで、一体、松島町は、職員の皆さんがどのぐらいの金額を頂いているのかと、こういう素朴な疑問の中で質問したいと思っているんですけれども、急に言われて申し訳ないんですけれども、平均年齢と平均の支給額は大体分かりますか。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 出し方に若干誤差があると思うんですが、一般行政職としての平均支給額は約79万8,000円です。これは、今回の人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定前です。年齢は43歳5か月です。

以上です。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） そういうふうになりますと、県とか仙台市から見たら大分低いのかと。

こう見ると、ざっと20万円ぐらい低いのかと思います。ちょっと残念だと、こういうことがございますので、これは、月額給与から算定されてこれが計上されるわけでございます。

これはラスパイレスということが出てくるわけです。ラスパイレス指数、私は、これを初めて10年前ぐらいに質問したんです。そのときに愕然としまして、下から2番目だったんです。91%か92%あたりで計上されたんです。下から2番目、ゴルフで言ったらブービー賞です。

えーと思ひまして、今後、どうするんですかと。職員が働く上で、モチベーションになるのには、やっぱり給与が一番だと。あと職場環境もあります。人との交流もあります。このラスパイレス、松島は、今、県内の21町村の中でどのぐらいの位置にあるのか、それをお知らせいただければと思います。これは、新しい議員も含めてよく聞いていただきたいと思うんですけれども、ラスパイレスという言葉から新しい議員にも説明していただければありがたいと思っています。

○議長（高橋利典君） いいですか。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） その前に、先ほど色川議員からあった平均の期末勤勉手当の支給額のところで20万円の差がということだったんですけれども、多分、大体8万円ぐらいの差だと思います。県の職員だと例えば88万円ということでしたので、そこだけ確認させてください。

まず、ラスパイレス指数ですけれども、基本的に国家公務員の給与を基準として松島町の基準がどれぐらいの位置にあるかというのを全国的に統一して見る指標になります。松島町の

例えば経験年数ごとに十何区分に分けるんです。例えば2年から3年の職員が何人とかそういうのをずっと分けて、そこに国家公務員の職員数をはめ込んで、そうすると、町の給与で国家公務員の人数を、ぼんと数を入れますので、国家公務員と町の総額の支給で指数を比較するという、言葉で説明するとなかなか分かりにくいんですけども、それも大卒、短大卒、高卒という形で全部学歴別に分けて、最終的にトータルで分母が国家公務員ですか、そして分子がその当該の地方公共団体になるということで出てきます。

あと、21町村の中で、これは令和6年の4月しか今は公表されていませんので、松島町は、順番でいくと13位ということで94.9ポイントという状況です。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 今、ラスパイレスで13位になっているということで、以前は21町村の20位ということで、大分頑張った結果かと思います。近隣では利府町が一番高いわけでありましてけれども、高いのを言ってもあれなんですけれども、この94.9%まで、今、伸びている13位まで上げた頑張っている要因というのは何だったんですか。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 端的に言えば、利府町もそうなんです、今まで、令和3年度までは、6級制で給与体系を持っていましたけれども、令和4年度から7級制に変えた。利府も同様に6級から7級制に、松島よりも数年早く変わっていると思うんですけども、それが大きな要因かと思います。要は、それまで4級だった人が5級に上がり、5級だった人が6級に上がりということで底上げがなされますので、それが一番大きい要因と考えております。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） このように13位、これを見ると県南のほうがかなり高いんです。中部、そして低いのも、北部つつたら失礼ですか、県北のほうが、ちょっと低い部分があるのかと。こういう地域格差があるので、これはどういうことになってこういうふうになるのかと。議員報酬についてもそうなんです。県南のほうが議員報酬が高くなっているということでございますので、これ以上ずっと質問すると長くなりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この給与ポイント、2ページの一番下に、期末手当における在職期間の取扱いというのがありますよね。これは松島町に入るかどうか分かりませんが、官民交流事業、職員が民間企業で勤務した期間を在任期間、通算に入れるということでございます。私は、

先ほど言いましたけれども、めぶきの森に職員を派遣しましたよね。そういうことがここに当てはまるのかと。いや、違うよということは、松島町が今まで派遣したのがあったのかどうか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、ここで言われている官民というのは、全くの民間企業が該当しているかと思います。例えばめぶきの森の場合であれば、たしか条例で派遣できる自治体として、社会福祉法人として規定していますので、その場合は協定を結んで、基本的には、給料はこっちで払いますよとか、期末手当はこっちで払いますよという取決めをするんですけれども、そういった取決めをしていますので、例えば社会福祉協議会ですとかに派遣した場合は、在職期間は、当然、松島町の職員としての在職期間になりますので、ここで言っているのは、全くの例えば民間との交流の場合を多分言っているんだろうと思います。そういう交流というのは、松島町ではございません。

○議長（高橋利典君） 11番色川晴夫議員。

○11番（色川晴夫君） 分かりました。これからもなかなか難しいのかと。あり得ることはあり得ると思うんですけれども。

今度はその下なんですよね。研究休職活用ということであります。これは、恐らくないという答弁は、あると思うんですけれども、こういう研究休職ということになりますと、松島町にとってどんなものが考えられるか。研究するときの松島町に関わる休職ですから、漁業とか農業とかそんな感じなのかということでもありますから、かつても将来的にもないかもしれませんけれども、どんなことを考えられますか。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私も思いつくのは、そういう1次産業ですとか、あとは、例えば、今、いろんな半導体とか工業系とかというのがありますが、そういう機関があるんでしょうけれども、多分、松島町がやるとすれば、ここは休職ってなっていますけれども、休職となるのであれば、公務と直接的な関係性が少し低いのかと。そういった場合だと、休職に当然なるとは思いますが、そうでなく公務に関係性が深いところの機関であれば、また休職ということではなくて対応できるかと記憶していましたので、ここで言うのには、今後、なかなか該当を想定はできないかと思います。（「分かりました。終わります」の声あり）

○議長（高橋利典君） よろしいですか。他にございますか。7番井上 浩議員。

○7番（井上 浩君） 7番井上でございます。

通勤手当の距離の設定の仕方というか設立の仕方は、誰が申請して誰が承認するのか、この辺を聞きたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 全職員が通勤の経路をA4の用紙の中に、自宅から始まってどういう経路でどういう方法でというのを地図に明記した上で、まず記載したものを町長宛てに出してもらいます。それで確認をして、どこの通勤距離の区分に該当するかというのは、一つ一つ確認しております。

○議長（高橋利典君） 7番井上 浩議員。

○7番（井上 浩君） インターネットなんかで距離というのがありまして、ここからここって最短距離が出てくるんですけども、そういうものは、お使いではないでしょうか。

○議長（高橋利典君） 答弁、総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それも否定はしていなくて、今、井上議員からあったように、あくまでも最短距離ということですので、Aルート、Bルートというのがあって、Aルートのほうが短いのにBルートで出てきた場合には、町内であれば、ある程度、すぐ分かると思うんですけども、町外の場合でも、主要なルートを通ってきた上で、あとは枝の道路に入ってくるとしますので、そこは、地図を見せていただいて違和感がある場合については、職員が確認をしているという状況です。

○議長（高橋利典君） 7番井上 浩議員。

○7番（井上 浩君） 一応、町のほうにこういうふうに行きますというルートがあるのであれば、有事の際、要するに交通事故の場合、そこを通らないで事故った場合には大変な問題になりますので、この辺は、たまにチェックしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そこは、周知徹底してまいります。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。井上 浩議員。

○7番（井上 浩君） じゃあよろしく願いいたします。以上です。

○議長（高橋利典君） 続いては、10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 10番赤間です。

私からは1点です。月例給の見直しというか、人事院勧告制度に基づいて対応するということなんですが、月例給が職員の基本給に当たり、基本給が期末勤勉手当に割合として反映さ

れるという流れだと思うんですけども、私が今お尋ねしたいのは、来年4月1日に給与改定というか昇級がいろいろされると思うんですけども、こういったことも加味されての話として、人事評価制度というものの動きについて、これらの動きを反映しての対応になるのかと思うんですけども、その辺の考え方については、一応ご説明を求めたいと思うんですけども。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回のこの期末勤勉ですとか月例給の中で、直接関係するものとしては、勤勉手当がまず1点、それから1月1日の昇給、そちらは、人事評価が能力評価と業績評価というのがありまして、業績評価のほうは直近の勤勉手当に反映すると。例えば今回で言いますと、標準の成績の方より10ポイント勤勉手当を上乗せをしたというのがあります。あとは、1月1日の昇給については、複数年の総合的な能力評価と業績評価の状況を見て、標準は4号俸昇給ですけども、6号俸昇給というのもその結果によって考えるということになります。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 今の答弁で分かりましたけれども、要は民間企業ですと、期末勤勉に値する12月ですと12月の賞与に対しての査定時期というのが、8月後半から9月、10月の頭くらいまでで大体決まるそうなんですけれども、そういったことを反映して12月のボーナスと、単年度単年度で基本給に対しての捉えで描いておられる。公務員の場合は、今、総務課長が答弁されたような流れでいくんだろうということですが、先ほど来から色川議員もお話していたとおり、松島のラスパイレス指数なり、あるいは、トータル的な平均年齢層の給与基準ちゅうか、それが低めに推移していると、94.何%のラスパイレス指数にしても、県内町村部分、21自治体か、そこの中での13位くらいって、これはどちらに寄せるかじゃなくて、やはりそれ相応の職員の能力に応じた給与を保障してあげないと、他市町と比較されたときに、どうしても競争に勝てないということもありますから、その辺のことも念頭に置きながら人事評価を描いていただけたらという思いですので質問しました。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（高橋利典君） 他にございますか。12番片山正弘議員。

○12番（片山正弘君） 先ほども出ているんですが、通勤距離に対しての手当が出ているわけですが、通勤距離の中に通勤ルートを最初に職員の方は定めていると思うんですが、もしこのルートを外れて通勤したときの公務災害適用というのは、どのようになっているんでしょう

か。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 個別のケースになるかと思います。原則は、通勤ルートから外れた場合は、公務災害というのはたしか適用になりませんので、ただ、個別のケース、例えばどうしてもそこを通れなかったという事実があれば、多分、個別対応で対応できるかと思います。

○議長（高橋利典君） 12番片山正弘議員。

○12番（片山正弘君） 公共交通の場合ですと、証明書を発行してくれるというのがあるわけですが、一般の方々に通勤ルートから外れた場合の個別のというか証明となりますと、自主申告になるんですか。その辺の判定は、どのようにするのでしょうか。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 例えば、交通事故があったとかということであれば、本人が交通事故に遭えば、もちろんそれはすぐ分かるんですが、例えば通っている先で交通事故があって、そこが通れなくて別なルートを使ったということになれば、基本的には、性善説で信用はしますけれども、あまりにも違和感を覚えれば、それは、交通機関のところに確認をするということもあるかと思いますが、今までそうした事例というのはありませんので、そこは職員のことを信じておりますので。

○議長（高橋利典君） 12番片山正弘議員。

○12番（片山正弘君） その辺は、職員の方の自主的な申告の下でやるんだろうと思いますが、できる限りそのようなことで、外れた場合での公務災害適用にならなくて大変な人生を送るなんていう問題が起きないように、ぜひその辺は、厳重に職員の方の徹底をお願いしたいと。以上で終わります。

○議長（高橋利典君） ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なければ質疑を終わりにします。

次に、討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第66号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第67号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

○議長（高橋利典君） 次に、日程第5、議案第67号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第67号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第68号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（高橋利典君） 日程第6、議案第68号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第68号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第69号 松島町町税条例及び松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（高橋利典君） 日程第7、議案第69号松島町町税条例及び松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。6番米川修司議員。

○6番（米川修司君） 6番の米川です。

1点だけ質疑します。

この議案に反対ではないんですけれども、どうしても違和感があってお尋ねします。公示送達の本来の意義についてです。今まで掲示場に掲示していたということで、これは、どうしても送りたいけれども戻ってきたと、相手先に届かないということで、やむを得ず掲示場に掲示するということだったと思います。そこまでは理解するんですけれども、今回の改正でインターネットによる公表とあるんですけれども、一体、書類を送りたい相手に、インターネットによって公表しているとはとても思えなくて、どういう相手先を想定しているのかと、このインターネットによる公表によってどういう利用状況になるのを想定されているのかと、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 今回の地方税法の一部改正に基づいて町も条例を改正するんですけれども、これまで掲示板で宛所不明で戻ってきたものを貼り出して、7日過ぎたら効力が発生するような手続を取っておりました。ただし、実際、目にする機会が、今、いろんな媒体が増えていますので、果たして役場とか市役所に来て見て私のだという確認、これまでもほとんどなかったんですけれども、要るだろうかということで、国も、であれば、今、インターネット等で周知を図れば、より目にする方が多くなるであろうということに基づいて改正をしました。運用については、町の公式ホームページ等で、掲示する内容については、送達すべき書類の名称、例えば固定資産税納税通知書とか、送達を受けるべき者の氏名と、書類

をいつでも交付しますよというようなものを掲載して、インターネットに掲載板と同様の内容で提示すると想定します。SNSについては公式があるんですけども、これは少し当てはまらないなというふうに、運用は内部で検討したところです。

以上です。

○議長（高橋利典君） 6番米川修司議員。

○6番（米川修司君） 今の説明は理解しましたが、まだどうしても違和感が拭えなくて、掲示板に掲載する分には、実際に掲示板を見に来て自分宛ての文書を探すというのは、なかなかないということだったと思うんですけども、果たしてインターネットによって公表することで、その相手先がインターネットを利用して自分の文書を探すのかって、そういうそもそも疑問があるんですけども、もう少し説明をお願いできればと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、安土財務課長。

○財政課長（安土 哲君） 宛名不明で返ってきた方が町の公式ホームページを見るかどうかということについては、私も正直不明です。ただし、見る機会が増えるということは、確かかと認識しております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（高橋利典君） いいですか。他にございますか。8番櫻井 靖議員。

○8番（櫻井 靖君） インターネットのホームページで公表するということだったんですけども、そうすると、ある程度、見やすいホームページの作り方というのをしていないと駄目だと思うんですけども、そこら辺の考え方についてどういうふうになっているのか、お願いいたします。

○議長（高橋利典君） 安土財務課長。

○財政課長（安土 哲君） 12月9日に関係する課で、職員同士で打合せを行ったところなんですけれども、町の公式ホームページで、トピックスで上げるのは違うだろうとかという話もありますので、公示送達の手続きを設けて、開いて分かるように示していこうかとは考えております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 8番櫻井 靖議員。

○8番（櫻井 靖君） そうすると、わざわざその項目を開かないと見られないという形になりますと、それに該当するかどうかというのまで分からないという形になると思いますので、そこら辺の工夫もまた必要になるのかと思うんですが、どういうふうに考えているのか、お

願いいたします。

○議長（高橋利典君） 答弁、安土財務課長。

○財政課長（安土 哲君） 今ご意見いただいたとおり、見て分かるように工夫をして掲載していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第69号松島町町税条例及び松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案どおり可決をいたしました。

ここで、時間もちょうど12時近いものですから、13時、午後1時まで休憩といたします。午後1時再開といたします。

午前11時57分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開いたします。

---

日程第8 議案第70号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（高橋利典君） 日程第8、議案第70号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。それでは、

3番櫻井貞子議員。

○3番（櫻井貞子君） 3番櫻井貞子です。

松島町家庭的保育事業の部分の条例の中で地域限定保育制度という部分があって、前回説明されたんですが、A型とB型という形があるんですが、松島町はどういう部分を想定しているのか、教えていただいていいですか。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） A型、B型というのは、小規模保育事業のA型、B型、C型のことかと思うんですが、こちらにつきましては、保育する定員の人数によってA型、B型ですとか、保育士の配置の形態によってA型、B型が分かれているもので、松島町内には、該当する事業所はございません。

以上です。

○議長（高橋利典君） 3番櫻井貞子議員。

○3番（櫻井貞子君） そうしますと、松島は高城保育所しかないので大規模という形になるんですね。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 高城保育所の場合ですとか、あと、認定こども園めぶきの森の場合ですと、それぞれ該当する法律によって基準が定められておりまして、松島町、市町村で条例を制定するのは、地域型保育事業というくくりの家庭的保育事業所であるとか事業所内保育事業所であるとか、そういった小規模の保育事業所の基準を定めるのが市町村の条例となっております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 3番櫻井貞子議員。

○3番（櫻井貞子君） 承知しました。放課後児童の部分の放課後児童支援の方たちの、たしか何年か就労した後に勉強して児童支援員になるという部分があるんですけども、地域限定保育士を含むというような規定が第10条に書いてあるんですけども、これもそういう形で受け取ってよろしいんですか。

○議長（高橋利典君） 答弁、相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 施設の設備要件に保育士という言葉が入っている文言につきましては、その保育士は、地域限定保育士を含むという改正内容になっております。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第70号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第71号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高橋利典君） 日程第9、議案第71号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 10番赤間です。

条例に関する説明資料を見させていただきますと、今回、4つの施設が廃止という方向になるんです。廃止後、速やかに解体撤去されて更地にした土地というか、そういったものの利用用途というか、あるいは、地元にもまきしお願いして任せる形を取るのかとか、その辺の考え方だけ今後の対応で教えていただければと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 基本的には、令和8年4月1日で廃止になります。ただ、令和8年度に全て解体するかどうかというのは、まだ確定はしていませんが、基本的には、あまり時間を置かないで解体をしたいとは考えています。

あと、土地利用については、基本的に4つのうち1か所は民間の土地ですので、それはお返しをするとかそういう形になりますし、残りの3施設については、廃止後、一旦、普通財産に所管替えをするということで、現段階では、その後の用途は決まっておりません。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他にございますか。4番中西傳議員。

○4番（中西 傳君） 4番中西です。

確認したいんですけども、松島町公共施設等総合管理計画の48ページに集会施設というの

があるんですけれども、ここの数を数えると30あるんですけれども、今回、4つ減ると26という形なんですけれども、これ以外、結局、この条例には12個ですよ。13か。（「13」の声あり）13だとすると、それ以外は全部廃止になっているってことですか。その辺を確認したかった。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、平成30年度に総合管理計画をつくって、令和4年3月、令和3年度末に今度は集会施設の個別施設計画というのを策定しました。令和2年度から今日まで、順次、各地域と話をして、令和4年度末で集会施設が27施設ありました。そこで、令和5年4月に9つの施設がまず廃止になっています。その後、令和6年4月に1施設が廃止になっています。それで10個になるんですけれども、条例にもありますけれども、17施設の集会施設が、今現在、残っているということです。今回、4施設を廃止するということで、残り13施設になるという状況になります。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。4番中西 傳議員。

○4番（中西 傳君） そうすると、農村婦人の家とかも廃止になっているってことですか。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） すみません。これは集会施設だけですので、農村婦人の家は現在も立地、公共施設としてあります。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。他に質疑ございますか。9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 今、関連で総合管理計画をご覧ください。48ページ、今、中西議員も言ったんですが、この間、上竹谷の生活センターに行ったんです。それで住民の皆さんとお話することがありまして、あそこは新しく避難所ができるということで、町長含めてどの場所に避難所があるかというのは分かるかと思うんですが、上竹谷の地区からあの避難所に行くまでの時間あるいは距離というのは、どのぐらいを想定しているかな。いずれ廃止になるとは言っているんですが、そのことが1つと、何かがあれば避難所までは行きたいんですが、コミュニケーションの場所としての施設としては、上竹谷生活センターを残してほしいという意見が強かったの。何人か集まってね。ここの整合性は、これから区として区長を中心にお話するということであるんですが、あっさり古くなったから廃止と、解体という場所もあってもいいかもしれないけれども、上竹谷みたいな地域、そういう住民ニーズがあるところについては、慎重な対応を求めたいと思うんですが、今時点での課長のご見解を聞いておきます。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 初めに、今度の新しい上竹谷地区の避難施設まで、どこを出発地点にするかによって異なってくると思いますが、車であればおおむね5分程度かと。徒歩であれば、距離にもよりますけれども、10分から15分程度の徒歩圏内でしょうか。川沿いのほうからということになってくると、ちょっと時間はかかると思いますが、それぐらいの距離感としては持っておりました。

あと、現在の上竹谷生活センター、これについては、基本的には、今の段階では、廃止とは考えています。ただ、これまでもずっと5年間、各地区で説明してきたように、廃止でも解体の場合と、地域で引き続き自主的に地域の施設として管理をする。一般的には、いわゆる集会施設だと、近隣の自治体も町内会等の施設ということで管理をしていますので、そういった形態も選択肢としてはあると思っております。これまでも、他の地区でもそういった説明をしてきていました。上竹谷生活センターについては、この後の議案にも関連してくるんですが、集会施設は、今回、5年間の指定管理ということで一応提案を出していますが、上竹谷生活センターについては、まずは1年間、指定管理をして、今後、地域の方と話し合いをさせていただいて、町としてのこれまで他の地区でも説明してきた方針を説明させていただいて、それで、町としては、最終的に地域の判断も踏まえて判断をしていく必要があるかと思っております。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 今の課長の答弁は理解します。ぜひそういう形で地域の皆さんと話し合いを詰めていただきたいと思います。ただ、あそこの地域は、ご覧になって分かるとおり、そんなに人がいるわけじゃなくて高齢者が多いですね。みんなで話し合ったときに、何かあったときに、もう俺たち行けねえっちゃねという話なんだよ。車も運転できないでしょう。そのときにそれぞれの方々がいればいいんだけど、そういうちょっと複雑な状況もあるので、よくよく地域の皆さんとご相談して、どういう在り方がいいのかと。場合によると、普通財産に戻して利用してもらう施設の利用の仕方とか、あと、避難所としての施設の使われ方とかそういう部分を考えていただいて、要は、その地域の皆さんの利便性を十分に酌み取っていただきたいと、そういうことでございますので、これは要望にしておきますので、よろしくをお願いします。終わり。

○議長（高橋利典君） 他にございますか。7番井上 浩議員。

○7番（井上 浩君） 7番井上です。

先ほど全部土地をまっさらにした状態で返すって言った支所が1つあるって聞いたんですけども、それがどこなのか。また更地になった以降にどのような再利用を考えているのか、お聞きします。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 大日向のサブセンターの土地が民間のものになっております。先ほども申し上げたんですが、民間の土地は、民間の方が、あと今後、どのように使われるかという判断になるかと思いますが、公共の3施設については、今の段階では、特に用途は決めておりません。

○議長（高橋利典君） 7番井上 浩議員。

○7番（井上 浩君） 品井沼第二支館からご意見を賜ったんですけども、中の機材というか、机とか椅子をなるべく捨てて持ち帰ってくださって言われたんですけども、それは残る可能性があると言われたんですけども、そのままでいいですか。要するに、そのまま置いて壊していただくという形、町で処分していただく形では駄目でしょうか。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これまでの解体だと、まず、地域の方で要るものと要らないものを確認していただいて、現状は、そんなに町の備品というのは、実際は、あまりないかと思っていましたので、ですから、そこは、今後、地域の方と確認をしながら、だから、今のやり取りだけの中で全部いいですよってはなかなか申し上げにくいので、そこは、今後、現場を確認した上で、あと、地域の方にしっかり仕分をしていただいて、そこであと判断をしていきたいと思います。

○議長（高橋利典君） 井上 浩議員。

○7番（井上 浩君） 分かりました。今、その選別の過程でありますので、それは、じっくり住民の方とやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利典君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第71号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第72号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高橋利典君） 日程第10、議案第72号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はございますか。6番米川修司議員。

○6番（米川修司君） 6番米川です。

名称を変える理由として、設置場所を明確化するためとあるんですが、理解できるんですが、こういう理由だけで簡単に換えられるものでもないというのが第一印象でした。帰命院避難所と名づけられた経緯というのがしっかりあったと思いますので、どういった経緯で帰命院避難所と名づけたのかお尋ねしたいのと、今になってどうしても避難所の名前を変えなくなったというのは、設置場所をただ明確化したいだけでなく、何かほかに不都合が今まで生じてきたのかと推測するんですけれども、そのあたりもお尋ねできればと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） お答えします。

帰命院避難所となった経緯ですけれども、そもそもあの地域は帰命院地区ということで、その流れで帰命院避難所となったとは把握しておりますが、避難所としてですけれども、今回の帰命院避難所のほかにお寺の帰命院というのもあります。そちらの差別化ということで、今回、小梨屋という名称に変えたというのがありますけれども、お寺の帰命院と誤解されるので、例えばですけれども帰命院下避難所としてはどうかなど過去の議会でも提案されていたところでした。今回、上竹谷避難所を上程させていただいておりますけれども、そちらの新しくできる施設に合わせて、そういった経緯も踏まえて地域の方々とも相談して、帰命院避難所ではなくて小梨屋避難所と名称を変えるという議案上程に至った経緯となっております。

す。

以上です。

○議長（高橋利典君） 6 番米川修司議員。

○6 番（米川修司君） 今の答弁を聞きながら、たしかそういった質問をされたのは、先週まで議員を務められた方だったかと今思い起こしました。そういったのを思い出しましたし、そういう不都合もあったのかと思います。

次の質疑に関わるんですけれども、町内会名と避難所名というのをリンクさせたときに、これまでは帰命院下という町内会、あと帰命院避難所というのがありますと。今後は小梨屋避難所に名称を変えますけれども、町内会名は新小梨屋のままでいいのかどうかと新たな疑問が湧いてきまして、すると、町内会名も避難所の名前に合わせて小梨屋に簡単に換えられるのかどうかという疑問も湧きまして、町内会名は、あくまで新小梨のままなのでしょうか。町で決めるのか、地区で決めていいのか分からないんですけれども、そのあたりをお尋ねします。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、該当の避難施設に関連している地区というのが帰命院下地区、それから新小梨屋も少し該当しているんですが、基本的には小字で取っていました。この地区名は、あくまでも行政組織の区等設置規則かな、それで決めていますので、基本的には役場で決めますし、これに伴って地区名称を変更するということは、必要もないのかと思いますので、今のところそれを変更する考えはございません。（「分かりました」の声あり）

○議長（高橋利典君） よろしいですか。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第72号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案どおり可決されました。

---

日程第11 議案第73号 指定管理者の指定について

○議長（高橋利典君） 日程第11、議案第73号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。9番安部孝議員。

○9番（安部 孝君） 議案第73号、これはマリソル関係の議案なんですけれども、資料の2に事業計画がずっと並んでいます。後ろのほうには、大会の人数は書いてありますけれども、例えば資料2のキッズサッカースクール、テニススクール、それからダンス教室と、こういう計画が載っているんですけども、予定している人数、それがどれぐらいなのかということと、マリソルは、この前も5年の指定管理の契約をしてきたと思うんですけども、その比較というか、今回、何が変わって何が変わらないのか、その辺の状況も教えていただきたい。

○議長（高橋利典君） 答弁、蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） マリソルの教室になりますけれども、基本的には、現在やっている人数について把握しておりますので、そちらをお答えさせていただきますが、キッズサッカースクールにつきましては10人、テニススクールにつきましては21人、保育所・幼稚園、こちらについては、その保育所とか幼稚園の全体の利用人数になりますので、その辺でご理解いただければと思っております。

今回、こういった形でのスクールの在り方につきましては、前回の5年間と変わってはいないんですけども、新たにマリソル松島スポーツクラブにつきましては、松島中学校のサッカー部につきまして、部活動の地域展開ということで受皿となっているところでございます。今後、こういったテニススクールであったりとか、あとは、このほかにバドミントンもやっているんですけども、そういったところでの受皿的な役割も果たしていくという提案を受けております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） マリソルは総合型地域スポーツクラブですよね。私も県にいたときに、県の職員から松島のマリソルはすごいと評価いただいて少し気分がよかったんです。それから10年以上たっているんですけども、残念ながら子供の数も相当減って、なかなか事業も展開できないのが悩みなのかと思っています。

それで、この総合型地域スポーツクラブの在り方論って、考えていかなければいけない時期

に來ています。特に人口減のこの町にとっては、喫緊の課題だと思うんです。その辺の取組については、教育長、いかがですか。何かご検討とか話題になっているとか、そういった取組をなさっていますか。

○議長（高橋利典君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 総合型スポーツクラブについて、私なりにお話しさせていただきますけれども、今、松島中学校の部活動の地域展開についてお話がありましたけれども、どの市町村でも地域展開については四苦八苦している、難儀しているところがございます。全く受皿がない市町村もあり、どうしていいか困ったということがあると。安部議員がおっしゃったように、でも、内海教育長、松島いいよね、マリソルがあるからということで、マリソルの受皿は十分に評価しております。サッカーをやりたくてもうちの町ではやれないということも受け入れております。ですから、今後、マリソルの理事長たちとよく、今後でないんですけれども、これまでもしゃべっているんですけれども、総合型ですので、もうちょっとサッカーとかいろんな種目、偏るって失礼なんですけれども、そういう種目だけでなく、広く門戸を開いてやっていただくといいなと。ただ、マリソルも経営しなきゃなんない部分があるので、それは、なかなかこっちからぐいぐい言うわけにもいきませんが、今、子供たちを救っていただけるのはマリソルかと思っておりますので、マリソルに教育委員会としてもお願いするという部分が多くなっております。そういう意味で、総合型というのを私も把握しておりますので、幅広い種目に行っていただければと常々願っております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） だから、教育長もこのスポーツクラブの在り方なんかについては、問題意識は持っているということでは理解するんだけど、ただ、理解するだけじゃ駄目なんだね。アクション、アクション。次の資料3の指定管理の話になるけれども、料金は1,800万円ぐらいずっとやっていますよね。先ほどの次長の話だと、前年と、過去5年とまた同じだという話だったので、先立つ財源支援がないとこれは前に進まないですよ。だから昨年というか、前と同じ1,800万円ぐらいでお願いしますって言っても、なかなか事業を縦にも横にも展開できない。その中で子供たちが激減していると。これは町長部局とも絡まるんだけど、予算の使われ方、それから子育てとかスポーツクラブの在り方とか、そういったものを根本から見直して、どうすんだというのをやっていかないと、例えばマリソルの一部の方にもちょちょこっと聞いても、なかなか回答は出てこないです。私もマリソルの総会とか、父

兄の皆さんといろいろお話しした経験があって、松島町は学力も高いけれども、スポーツはもっと盛んな場所だった町だったので、スポーツの多様性、今言ったバドミントンだけに限らずいろんなものがあるじゃないですか。あと、次に必要なのは他町との連携です。ここは、隣、利府もあるし、あるいは大郷もあるし、そういうところの連携をどうするかということ、それから、特に小学校から中学校の部活の在り方も含めて、この町でスポーツをどうしたいんだというところを含めたやり方が必要かと思っています。これは、次の議案の温水プールにも絡むんだけれども、セントラルとの関係もあるんだろうけれども、マリソルもそういった健康維持とか保持とか体力向上とかに関係する場所なので、そのコラボレーションも必要だと思います。

だから、そういった意味でちょっと大きな議論をして、この先、これで行くんだということを早急にやらなきゃ、議論して終わるんじゃなくて結果を早く出す。そして住民の皆様に提示すると。スピードある行政というのが私は求められていると思うので、教育長の手元に置いて、町長部局とも相談しながらこうだということをやっていただきたい。でないとこれは、5年間、このままでずっと行くというメッセージなので、途中で変えられないから、変えても可能だけれども、いい方向で変えるんだったら、この指定管理の在り方も変えていいと思うけれども、ぜひそのことをよろしく要望するんですけれども、教育長の見解をお聞きします。

○議長（高橋利典君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 貴重なご意見ありがとうございます。早急にというお話もありましたので、私なりにあとスタッフと相談しながら進めていきたいと思っておりますけれども、先立つものについては、いろいろ考えながらやっていきたいと思っておりますので、私も、松島はスポーツの町ということでずっと引きずってきたのは十分に理解しています。いつときスポーツが嫌いな教育長だと言われたときもあるんですけれども、さにあらずスポーツは好きなのでやっていきたいと。

ただ、もう1つ、はっきりというか言っておきたいのは、吹奏楽とかあいう文科系も、私の頭でどうしていいかというのは常々悩んでおりますので、それも議論しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 他に。町長。

○町長（櫻井公一君） 別に手を挙げて話をする必要もないんですけれども、ただ、新しい議員

さん方もいらっしゃるのでお話し申し上げますけれども、これからいろんな案件で使用料とかそういった料金等についてのお話があるかと思います。また、案件もあるかもしれませんが、今、上げている運動公園にしてもプールにしても、そういったいろんな集会施設等々にしても、様々な施設について、前議会でコロナ前に、町はもう料金を上げてやっていかないと駄目だという提案は、全員協議会の中でお話し申し上げます。それで、今、これだけ上げていきたいんだけどどうだというお話で、いろいろ議会とお話を申し上げていた経緯もありますので、今、降って湧いた話じゃないので、早急にやらずにやらないことはならない。ただ、そのときに、当時、コロナも絡んできましたので少し見送ってきましてけれども、議会から許されるものについては、どんどん値上げを、使用料等の見直しをやってきているのが現状であります。

なお、今回の指定管理についても、教育委員会には、料金等については、指定管理を受ける側とよくお話し合いをして、値上げ等については、運営にプラスアルファになるようにという話し合いもしていますので、その辺についてはご報告申し上げておきたい、このように思います。

○議長（高橋利典君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第73号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第74号 指定管理者の指定について

○議長（高橋利典君） 日程第12、議案第74号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番櫻井靖議員。

○8番（櫻井 靖君） 温水プールの指定管理ですけれども、温水プールを維持するには、結構な金額がかかっております。水道光熱費だけで4,000万円、特に冬場は暖房費などが必要ですから、大きなプールを温かく保つためには、費用がかなりかさむという状況でございます。

それに反して夏以外の利用状況という部分を考えてみますと、令和6年度の実績ですけれども、10月から5月までの利用客が大体1日20人ほど、そして町内の利用者といいますと、その半分以下になっています。ですから10人以下の人しか、1日、町内の人は使っていないということでございます。やはりもっと夏以外のプール利用の促進をしてもらわなければ、本当にこれは維持していったいいのだろうかという疑問が湧いてまいります。町内にプールがなくなることは、大変悲しいことではありますけれども、ぜひその努力をもっとしていただきたい。このままだと冬場の休業もぜひ考えていかなければならないのではないのかと私は思っております。そこら辺の考え方を少し聞かせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋利典君） 答弁、蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） おっしゃるとおり、季節によって利用頻度の差というものが出来ているのは確かでございます。そちらの足りない部分につきましては、今回、指定管理者のほうで、資料2にもありますように、15施策、新しい形での取組がなされております。そういったところを積極的に町としてもバックアップしながら指定管理者と共に利用率の向上、せっかくの施設ですので、その有効活用というものを図っていきたいと考えております。

○議長（高橋利典君） 8番櫻井 靖議員。

○8番（櫻井 靖君） このプールは、健康維持のためだけでなく災害時の水の供給ということでも大切なプールでありますので、ぜひ維持していただきたいというのはすごく思っております。ですので、やはり利用率の向上を強く求めたいと思いますので、そこら辺をしっかり監督していただければと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利典君） 他に。9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 9番です。

議案第74号、これも同じく資料がありましたよね。資料2です。いろいろと計画されておりますけれども、過去5年間の温水プールの主要利用状況、人数把握のところを教えていただきたいということと、それから、資料2の今回予定されている計画書の利用数、見込みです

か、その人数の部分についてのご回答をお願いします。

○議長（高橋利典君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 利用状況になります。温水プールの部分につきましては、5年前の平成30年、コロナ前になりますが、この際には、4万2,823人という数字でございました。こちら、昨年、令和6年につきましては3万7,304人ということになっておりまして、その間、上下しながら徐々に利用率は戻ってきているという過程の途中であると考えております。それから、今回、新たにどれくらいの利用を見込んでいるかという話になりますけれども、指定管理者からは、コロナ前の4万2,000人からさらにアップして4万5,000人の利用者を見込んだ計画を位置づけているというところになります。

以上であります。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） だから、実績は4万人に至っていないということと、見込みだから4万5,000人にするというのは分かるんだけど、今、櫻井議員が指摘していたとおりだと私も思っています。果たしてこの4万5,000人の見込みって、根拠があるのかなと思っています。なってほしいです。だけれども実際どうなんだという話。そのところの吟味は間違いないのかな。それによって請負の金額も変わってきますから。

それで、ここの資料3に収支の予算書、毎年6,100万円ずつ5年間やるんです。だから、今の延べ人数の4万人だとしますと、課長、1人当たりどれぐらいの町の負担になるんでしょうか。

○議長（高橋利典君） 答弁、蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） すみません。指定管理料6万1,000円に町民約1万2,000人とするならば、1人当たり5,000円相当という形の負担になるかと思います。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 課長、指定のお金として町は6,100万円出すんでしょう。これは間違いないよね。管理料ね。あと、利用者が払う分は除いています。あと、利用する方が約4万人としたら、4万で割ればいいんじゃないの。簡単に言えば、それが1人当たりに対する町の補填する支援金額じゃないの。

○議長（高橋利典君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 失礼しました。4万人ということであれば、分母が1,500円くらいということになるかと思います。

○議長（高橋利典君） 安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 1,500円、間違いない。そうなの。

それで、もう1つは、この建物を造ったときの建設費用ってありますよね。それってお幾らだったのか。それから記載がありましたよね。それってお知らせいただけますか。

○議長（高橋利典君） いいですか。蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 事業費全体で9億5,120万円の費用がかかっております。それに係る地方債としまして6億1,490万円ということになります。

以上です。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） だからその計算でいくと、起債の1年の償還は約2,500万円になりますよね。これは間違いないですか。そして、1人当たりになると、どれぐらいの負担になるかということだね。利用者に対する補助になるかという考え方。

○議長（高橋利典君） 安土財務課長、答弁。

○財政課長（安土 哲君） 私からは、地方債の償還額のことについてだけお答えさせていただきます。

議員が今お話ししたとおり、年間約2,500万円の償還ということに至っております。

以上です。

○議長（高橋利典君） いいですか。蜂谷教育次長、答弁。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 単純に2,500万円を分母4万人で割るのであれば、600円相当ということになります。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） だから、1人の人間が1回プールを使用するときに、使用料は自分で払うわね。200円とか、チケットを買えばもっと安くなるかもしれないけれども、1人が1回利用するときに、2,100円、町が税金を使われているということなんです。だから、プールに来る人は、1回だけの人もいるかもしれないけれども、何十回来るのが普通だよね。そうすると、20回来れば2,100円の20倍だから4万円、5万円になるわけです。ですから、私が言いたいのは、この指定管理料、年間約1億円弱、それが5年間続くわけです。そういったプール施設の在り方、これはどうなのかということです。町は、お金がない、予算がないといつも町民皆さんに言っていますけれども、歳入確保をするために削るものは削る。先ほど町長は値上げのことを言っているけれども、税は値上げしていけないのがポジションよ。税金を上

げない努力をするのが行政のサービスなのよ。そういうことの中で削るものを削る、そして、本当に、今、必要なものにお金を投資する、使ってもらう。これが私は必要なのではないかなと思っているので、その辺、教育長、どうですか。

○議長（高橋利典君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それも貴重なご意見だと思っておりますので、また十分に検討しないと、私からは、まだはっきりとはお話しできませんけれども、ただ、プールについては、子供たちが大変喜んでおりますし、600円に対して2,100円の税金が使われているという話でございますけれども、そのうち利用回数を上げる工夫というのをうちの教育委員会が必死にやったかというところも問われていると思いますので、その辺のところを十分に検討しながら、さっき言われたように、できるだけ早く対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） そういう議論というのは、こういう議案を提出する前の議論なんだな。ここはもうイエスとノーしかないし、そして、あと5年間ずっとこれに縛られるわけですから。業者に迷惑をかけることになるから変更もあり得るけれども。ですから、今、2,100円という話なんだけれども、10回来れば2万円、20回来れば4万円、1人だけに行くわけですから、そういうお金の使い方ってどうかなということです。あと、櫻井議員が言ったように、冬場はあまり来ないということですから。私もプールは、なくせなんて言っていないんです。いかに効率的な運用をしていくかということ、そのために、この指定管理をするときに議論をしたんですかと。庁舎内を挙げて、財政も含めて、そして削るものは削る、歳入確保すると、そして本当に足りないもの、戻したくないけれども、先ほどの乳児の保育の問題なんかもあったじゃないですか。場所がない、人がない。ここを削って1,000万円でも2,000万円でも浮いたらそっちへ回せるんじゃない。その発想があるかないかの話。これは、コンクリートされるわけですから5年間ずっとですよ。その重みというのは考えてほしいんだな。

このプールを造ったのは、平成19年が完成時なんだけれども、その当時も、多分、町議会ではいろんな議論があった。人口1万6,000人、あと5年、6年たてば、今はもう1万2,000人台になっちゃった。そういう減る中で、利用率、利用者ってどのぐらいいるのかと、温水プールというのは、この町で本当に必要なのかという議論があったと思う。お隣の利府とかは、県営のプールがあるじゃないですか。そっちを使ったほうがいいんじゃないですかと。人数がいっぱいいればいいんです。民間も含めてそんなに多くないプール利用者であれば、行政

のあるべき姿としてはどうなのかという議論があったという気がします。でも、結果としてはできたものですから、それをどう生かすかと。ただ、当初とは違った状況に今あるということだけを鑑みたときに、これでいいんですかというところがある。もっとこまいところがあります、言いたいところはあるんだけど、費用対効果という言葉を知っているかと思うんだけど、それに比べたらどうなのかということなんです。町長、ここの費用対効果はいかがですか。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員が言われるように、平成19年に完成しているんであるから、平成15・16年頃からプールの話はあったと思うんです。これは、いろんな自治体で、松島町だけじゃなくて、いろんなところで温水プール等々が騒がれたときでもあったのかと。そんなときに当時の同僚議員で役場のOBの方がいらっしゃいましたけれども、その方がよく、今、議員が使われている言葉、費用対効果ということを頻繁に使っておいりましたけれども、確かにそういったものを造ってどれだけのものがどうなんだということも大切であります。ですから、当初の目的も、これは町民の健康増進等々を考えていろんな要望があって、当時の首長がこの温水プールに踏み切って、議会の同意を得て造っていると。それが現在に至っていると。また、ここに至るまで、途中、建設時に、先ほど櫻井 靖議員のプールの水の話もありましたけれども、東日本大震災のときには、当時の首長がろ過機を設置しておいて、そのろ過機を使った水が町民の方々の生活用水として東日本大震災では使われてきたと、こういう経緯もございます。

そして、もう1つ、今、ここに来て変わっているのは、松島中学校のプールがありましたけれども、これもプールが大分老朽化してきて、実は、屋内でもっていうんですか、雨が降ってもできるようにプールの上に屋根がかかっていましたけれども、その鉄骨がどんどんさびて、途中で塗装はするもののやはり駄目だという展開になって、プールを廃止しようと。松島中学校のプールを廃止して、松島中学校の子供たちのプールの時間については、美遊で、温水プールでやっていったらいいのではないかとということで、教育の一環として美遊も使われるようになってきたということでもあります。ですから、今、夏場も気温が高いときは子供たちが学校のプールを使えませんので、子供たちは夏の美遊を利用していると、そういう教育の一環にもなってきていますので、先ほどから数字だけを並べていますけれども、まずは学校教育、それから町民の健康増進のためにどうなのかという議論に立ち返る必要が、再度、ここで、今、議員のお話があれば、教育委員会は、参考にしてやっていただければと思いま

す。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） だから、今、町長が言ったことは、中学校のプールは私も理解しています。でも、今、プールの必置は、たしかなくなつたよね。それにしても、私が言ったのは、プールが要らないって言ってんじゃない。温水プールだってあつてもいいに決まっている。だけれども、この町で今の状況のこの予算になる指定管理の在り方というのはいいんですかということなの。できるんだから圧縮しましょう。そういうことについて議論して議会に出すということを努力なさったのかどうか。庁舎内で議論しましたか。何回このことについて皆さんで、もちろん執行当局と教育委員会で議論したか。教育長、その辺、どうですか。この圧縮の議論とか、プールが要らないという議論はないとしても、そのお金の部分についての議論というのはあつたかどうか、どうなんでしょうか。どうぞ。

○議長（高橋利典君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） すみません、私から。発注する段階におきまして、毎回なんですけれども、そもそも論として多額の費用になりますので、その辺は、教育委員会の中で事務委任されておりますので、何度もこの指定管理料の中身につきましては、検討させていただきました。その中でも大部分が、電気料の比重が大きいということもありまして、こちらで人件費、光熱水費の高騰分を加味しながら安定した指定管理の運営というものを図っていくということも第一義的に考えております。その中で、電気料、修繕料につきましては、毎年度、清算しまして、実費相当額でかからなかった部分については、町に戻してもらう精算方式を取っております。そちらにつきましても、指定管理者のほうでも、利用人数が少ない時間帯等も、時間を短くするとかそういった努力もしておりまして、その辺の削減対策というのも取っておりますので、教育委員会というか当局でその辺を加味し、財政サイドと協議して、町長、副町長とも話をさせていただいて、指定管理の手続を進めさせていただいたところになります。

○議長（高橋利典君） 9番安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） 今の課長の話だと、十分に執行部とすり合わせをした結果でこれを出したと、そういう理解でいいですね。それは、どの段階で回数的にどうやったかというのは、後で教えてね。今言ったのは、十分なすり合わせをしたと理解しますから。

それで、何度も繰り返すんだけど、事業の費用対効果とか利用率とか人口減とか、それは、震災のときにあそこが避難所的になったのは、私らも水の提供とかをしましたから知っ

ています。でも、それって毎日起こるわけじゃなくて、今、各地に避難所もできた、あるいは石田沢の防災センターもできた。結構その部分については、対応するということもあるし、それから電気料の部分について、言いたくないけれども、じゃあこの施設は、電気料を下げるために電気料を抑えるための再生可能エネルギーとかそういうのに取り組んでいるかという話にもなるんです。今はそういう時代だと言っているんですから。ですから、この施設の廃止を私が言っているんじゃないです。じゃなくてもうちちょっと圧縮できるはずですね、利用率も4万5,000円人に必ずなるんですね。ならないときもありますよ。そういうことを踏まえた大きな議論をしていかないと、料金を上げる話ばかり、水道料金も上がるんですよ。ひょっとしたらほかの税金も上げなきゃいけない。でも、我々議会もそうだけれども、まず行政が身を削ることをやっていかないと、それをやって住民サービスを低下させないというスタンスかな。政治的姿勢、それがないとなかなか難しい。私は、この案件は、もうちょっと議論して丁寧に議会のほかの皆さんの意見も聞きながら継続の審議にして、本当に問題ないのかと、圧縮できないのかと、そういうことの議論もしてほしいと思う。でないと、このままだと、私は賛同しかねるところがあります。ほかの皆さんはどうか分かんないけれども、議論を熟して、それからでいいじゃないですか。その努力をなさるといって、そういう町の考え方があっていいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋利典君） 答弁、蜂谷教育次長。（「教育長、次長じゃないよ」の声あり）内海教育長、答弁。

○教育長（内海俊行君） 対費用効果の話も出ましたので、その辺を含めて、もう一度、吟味していきたいと思っておりますけれども、指定管理は、5年間、このままやっていかざるを得ないので、その辺のところも踏まえながらその中で何ができるか、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。（「議長、最後ね」の声あり）

○議長（高橋利典君） 安部 孝議員。

○9番（安部 孝君） だから私的には、議会の立場で、ほかの皆さんはどうか分かんないけれども、もうちょっと継続審議にさせていただいて、まだ来年の当初まで時間がありますから慎重な議論が欲しい。そして、もっと聞きたいこともほかの議員はあるかもしれない。そういうことを取り計らっていただきたいと思います。議長にお願いしているので、取り計らいをお願いいたします。

○議長（高橋利典君） 議長としては、提案をされていますので、その提案に沿って採決に至る

わけですが、あとは議員の皆様方の採決に委ねますので。

○9番（安部 孝君） 継続審査をしてほしいという動議を出しますので、そのことをお諮りください。

○議長（高橋利典君） 今、安部議員から動議が出されました。これに賛成の方はありますか。賛成があります。（「休憩」の声あり）

それでは、休憩に入りたいと思います。その中で、議運で対応をお諮りしていきたいと思えます。暫時休憩でございます。再開は、後ほどご連絡いたします。

午後2時01分 休 憩

---

午後2時26分 再 開

○議長（高橋利典君） それでは、再開いたします。

議案第74号の継続審査の動議を議題といたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立少数ですので、この動議は否決されました。

次に、議案に戻ります。

日程第12、議案第74号について、今、指定管理者の指定について議題といたしております。

このことについて、ほか、質疑ある方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立多数でございます。議案第74号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩もありましたが、ここで10分休憩とします。40分再開といたします。

午後2時28分 休 憩

---

午後２時３９分 再 開

○議長（高橋利典君） 再開いたします。

---

日程第１３ 議案第７５号 指定管理者の指定について

日程第１４ 議案第７６号 指定管理者の指定について

日程第１５ 議案第７７号 指定管理者の指定について

日程第１６ 議案第７８号 指定管理者の指定について

日程第１７ 議案第７９号 指定管理者の指定について

日程第１８ 議案第８０号 指定管理者の指定について

日程第１９ 議案第８１号 指定管理者の指定について

日程第２０ 議案第８２号 指定管理者の指定について

日程第２１ 議案第８３号 指定管理者の指定について

日程第２２ 議案第８４号 指定管理者の指定について

日程第２３ 議案第８５号 指定管理者の指定について

○議長（高橋利典君） 皆さんにお諮りをします。

日程第13、議案第75号から日程第23、議案第85号までは、集会施設の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がありますので、質疑については一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

議案第75号から議案第85号までは一括議題とすることに決定しました。

各議案について質疑ございますか。10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 10番赤間です。

私から、今、上程されました議案第75号から85号に関わる部分で質疑させていただきますが、まずもって第1番目ですが、指定管理者となられる方とこの議案に至るまで、毎年毎年、最後の成果、実績完了報告等の審査を経て、そして、さらなる5年間という話でいったんだろうと思うんですけれども、その辺の経緯・経過と、上程に至るまでそれぞれの指定管理者とヒアリングか何かをやっておられて対応しているんだと思うんですけれども、その辺の状況をお知らせください。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、毎年度、実績報告をもらいますので、その時点で内容は、毎年毎年、確認をさせていただいて、今回は、9月だったか忘れちゃいましたが、区長会議もありましたので、その際、期間を5年間に一応書いています。あとは、光熱水費のいろんな物価高騰等のこともありますので、その辺もご相談をさせていただいて、10月下旬に各区から指定管理者の申込みを提出いただいたという経緯がございます。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） それで、今回上がった議案、それぞれ指定管理者から出された申請に基づいて議案となっているということを、今、答弁いただきましたので、要らざる心配なのかもしれませんが、まず、執行体制で1名で対応していたり、あるいは複数で対応していたり、あるいは、その方々が行政区の区長だったり役員を担って兼務対応していると。1人、2人というのは、いざ有事の際の災害等の対応、そういったところの扱いについて心配、懸念されるということが第1点なんです、その次に、大変失礼になるかとは思いますが、その方々の中には、それなりの年齢、ご高齢な方もいるという状況も踏まえて、その辺の扱いについて指定管理者とのやり取りはどんなあんなだったのかということと、ごめんなさい、3つ目が、指定管理料を取っていたり取っていなかったりということで、収入の部分に織り込んだり織り込んでいなかったりしているわけなんです。ですからその辺の部分について、利用状況からそのようにされているんだろうとは思いますが、その辺も踏まえてお話しいただけたらありがたいんですけども。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、多分、資料の1ページのところの管理責任者、ここに載っているのが、管理責任者ということで載っていますが、実際、施設の管理運営については、各地区の役員さん方が携わってやっていますので、これは、あくまでも代表の方が書かれてということでまず理解をしていただきたいと思います。

あと、それから指定管理料については、集会施設は、全部、指定管理料は見ていますので、ただ、地区によって、集会施設の条例で利用料金は、一応3区分で3,000円以内としていますので、だから、地域によって500円だったり1,000円だったりそのばらつきはありますが、あとは減免の仕方も、地域の条例を踏まえて地域独自の判断という部分もありますので、ばらつきはありますが、指定管理料については、全部町で水道料金の基本料金ですとか下水道の基本料金、電気料金の基本料金、基準に基づいて計上していますので。

以上です。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 今、答弁いただきました。管理執行体制の中の責任者の名前を1名で挙げているケース、あるいは複数で挙げているケースというのは、そういった意味があって、それぞれの指定管理者側で、行政区内でのいろんなお話し合いで事務手続上、このようにしておけば分かるんだなということぐらいで、相互理解し合って対応しているということだと思うんです。

その管理執行体制の下の段の5番目をお聞きしたんです。管理責任者1名が挙げられているケース、複数で挙げられているケース、対応についてどうなるかということで、ここの5番目が、災害時、事故発生時の対応等ということで、事故が発生したとき、管理責任者から指定管理者に連絡が来て、指定管理者が町に状況報告し、必要な指示を受けて対応すると、また、災害時は施設を巡回し、被災したときは同様に報告をするということで、今度、災害が起きたときには、指定管理者、受けた側で行政区内の役員体制で臨むということになるんだろうと思うんです。そういったことも踏まえて対応しているなら、若干1名だけでなく、複数、二、三名は挙げておいていいんじゃないかという思いがあったので質問しました。

それから、今、2つ目の答弁として、利用料金を収入として上げているケース、そのほかに町からの指定管理料でやっている分プラス行政区内での助成金という形で収入構成をしているということなんですが、その下にもさらに人件費とか云々によっては、指定管理者、1名だったら1名は、年間でこれだけの人件費で承っているんじゃないんだと思うんですけれども、皆さんでそれなりのコミュニケーションを図る意味での潤滑油に使われているのかもしれないけれども、そういったことも踏まえて見たときに、そういったことをヒアリングとか何かで、10月時点でかな、総務課長の答弁を聞くと、議案にする前に、大丈夫ですね、今後、5年間、こうすることで指定管理者になってもらいますよということを確認されて対応しているんですよねということの確認でしたけれども、それでよろしいかどうか。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確認はしていますので。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。続いて、4番中西議員。

○4番（中西 傳君） 4番中西です。

まず1つ、資料の説明がなかったので確認したいんですけれども、指定の期間が5年間ということで、この管理業務に係る収支計画書、これは単年度だと思いますけれども、5年度合

計ですか。

○議長（高橋利典君） いいですか。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 5年間です。

○議長（高橋利典君） ちょっと待ってください。確認をしてから答弁します。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） すみません。単年度です。

○議長（高橋利典君） 中西議員。

○4番（中西 傳君） 小ヶ谷支館が入っていませんけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 小ヶ谷支館は、一応、廃止予定施設になっていまして、廃止の協議はさせていただいています。地区から行政区を通じて譲渡を受けたいという回答をいただいています。今、町から譲渡をするに当たっての調整をしていましたので、小ヶ谷支館は、今回は、指定管理としては上げていないということです。これも今後の話にはなるんですが、年度末までには手続を終えたいと考えていました。

○議長（高橋利典君） 4番中西議員。

○4番（中西 傳君） 指定管理料が10円単位で書かれているんですけども、これは、どういう形で指定管理を決定されているのか教えてください。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず指定管理料は、先ほど申し上げたんですが、上下水道料金の基本料金が1つ、それと、あと電気料金の基本料金、それから今回のケースは、令和6年度の実績に基づいた電気の使用料金の25%相当額と、あとはガス料金の基本料金、あと浄化槽があるところは浄化槽の法定点検と浄化槽分の電気料金と、あと消防設備の点検料、それと、あとNHKの受信料、それらを合算して合計した額ですので、ちょっと端数が出てしまっているということで理解いただければと思います。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。中西議員。

○4番（中西 傳君） もう1点、議案第75号の北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンターでは、利用料金が1万2,000円、指定管理料が9万5,180円、区会からの助成金が22万4,820円で合計33万2,000円とあります。それから、議案第77号、高城コミュニティーセンターでは、利用料金が42万円、指定管理料が44万4,160円、区会からの助成金はゼロ円です。合計が86万4,160円と。この区会からの助成金につきましては、これは、助成金とはなっておりますけれども、

実質、負担金というように感じられますけれども、この指定管理料に各施設の不公平感は生まれていないかどうか、その辺をよろしくお願いします。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 指定管理料そのものは、上下水道の基本料金からそれぞれNHKの受信料まで先ほど申し上げたもので全部平等に算定していますので、指定管理料の算定そのものは、公平を確保して算定していますので、ただ、先ほども言いましたけれども、浄化槽があるところないところ、あとは電気使用料の額が変わっていたり、それで額が全部変わってきますので、基準となる算定の方法は、全部公平なやり方で算定しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利典君） 4番中西議員。

○4番（中西 傳君） それはいいんですけれども、区会からの負担金があって決算書というか予算書をつけていますよね。それというのは、あるところとないところがあるんですけれども、その辺はどういう考えなんですか。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それは、助成するかしないかというのは区の判断ですので、あくまでも町は、指定管理料を払うということでやっていますので、歳出もそれぞれ区によって人件費とか事務費も異なっていますので、そこは、区で助成金を出して歳出に不足がないようにやっているということで理解していただければと思います。

○議長（高橋利典君） 4番中西議員。

○4番（中西 傳君） それを、例えば先ほど言った議案第75号については、22万4,820円を北小泉の人たちが出していると、高城ではゼロ円だということの差について、町での指導とかは何もないんですか。高城から例えば20万円ぐらいもらうとかそういうことはないんですか。そうすると指定管理料が下がりますよね。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 例えば高城であれば、高城は高城なりの努力をして利用者数の増加を図っているのです、その分、施設の管理費用を超えているので、要は、負担がないようには見えますけれども、ある意味、企業に例えれば、企業努力で歳入を確保しているということなので、高城は明確にそういう感じになっていますので、そうだからといって指定管理料を減らすというのでは、先ほども申し上げましたけれども、基本的に施設としてかかるべき経費を算出基準にして出していますので、逆にそれをやってしまうと、それはそれで必ずしも

公平とは言えないのではないかと思いますので、ご理解いただければと思います。本当に団体の努力でなので。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。それでは、5 番菅野隆二議員。

○5 番（菅野隆二君） 私から 1 点だけ、指定管理が基本的に地域の方をお願いしているような形ではあるんですが、もちろん申込みを頂いてというのが前提にあるので、無理やりお願いしているというわけではないというのは分かるんですが、今、地域の担い手だったり役員の成り手不足というところがありますので、地域の負担増につながらないかと。あと、5 年という期間もありますし、もしかしたらその地域で誰もいないから、しょうがなくじゃあうちで申し込みますよという形になっていないかというところだけ、その辺、しっかり話し合って、お互い納得した上での指定なのかというところも再度確認させてください。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長、答弁。

○総務課長（千葉繁雄君） 期間についても内容についても話合いをした結果ですので、納得していただけていると理解しています。

あと、もう 1 つ、これは、直接的な話ではありませんけれども、専ら限られた地域での施設ということもありますので、通常の役場が本来設置するのであれば、もう少し大きいくくりでの単位で、本来、公の施設というのは設置されるものですが、一般的には、町内会等での自治組織で本来は運営されているのがほとんどですので、その辺も、地元の方にも理解いただいた上で一応申込みをしていただいていると。ですから指定管理料、要するに、維持管理に必要な経費を全て町が持ちますということではなくて、地域でも一定の負担はしていただいた上で施設を運営していただきたいというお話をさせていただいています。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。他にございますか。11 番色川晴夫議員。

○11 番（色川晴夫君） 指定管理施設は、新しいところと大分古いところもありますよね。年月がたっているというようなこと、高城コミュニティセンターなんていうのは、震災後に造られた新しいところ、それ以前から大分古いところもあります。それで、この管理は、利用者の意見を聞いたり管理者の意見を聞きながら修繕云々かんぬんと運営していくわけですが、古くなりますと、大分、扉、ドアの開け閉めがおかしくなったり、そういうことが多々あるかと思います。私は、この間、垣ノ内を使用させていただきましたけれども、かなり入り口のドアが、扉がぎゅうぎゅうで非常に使いにくかったということもあります。

こういう施設、各区から、管理者から要望が出ていると思うんです。今、課長の答弁によりますと、町も持ちますけれども管理者のほうでも持ちますよと、そういうことを今お話があ

りましたので質問するんですけれども、建物自体の修繕は町でやるかと思うんですけれども、ほかの地区から要望というのが結構出ていると思うんですけれども、その辺の支出、それから要望というのはどのぐらいあるのか。それは、松島町でやるべきだと私は思うんですけれども、その辺のお考えを示してください。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長、答弁。

○総務課長（千葉繁雄君） 申し訳ありません。個々の要望は、今、資料がないのでお答えできませんが、躯体については町です。躯体というのは、要は、柱とかそういった骨格的な部分は、当然、町ですが、額で言えば2万円を1つの基準にしていました。ただ、そこも個別の事情をきちんと確認した上で、原則は2万円で線引きを今させていただいています。2万円未満であれば地域のほうでお願いしたいという話は、あらかじめさせていただいていました。

（「分かりました」の声あり）

○議長（高橋利典君） よろしいですか。他にございますか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

それでは、討論に入ります。議案第75号について討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第75号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第76号について討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第76号指定管理者の指定については

原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第77号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第78号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第78号指定管理者の指定については原案のとおり決せられました。

議案第79号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第79号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第80号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第80号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第81号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第81号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第82号について討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第82号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第83号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第83号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第84号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第84号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第85号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第85号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第86号 指定管理者の指定について

日程第25 議案第87号 指定管理者の指定について

○議長（高橋利典君） お諮りをいたします。

日程第24、議案第86号から日程第25、議案第87号までは、町営墓地の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がございますので、質疑を一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

議案第86号から議案第87号までは一括議題とすることを決定いたしました。

各議案について質疑ございませんか。10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 10番赤間です。

議案第86号、87号と、町営墓地の指定管理に関した部分でありますけれども、これまでも指定管理をするということについては、私は反対もしておりませんし、賛成という形も取っております。あえて町営という墓地でありますから、町民の皆さんの中で、あるいは今日的に言えば、松島町の高齢化人口等の比率から見ても、行く行くは町営墓地、正直申し上げてお寺で抱えるような墓地だったりと比較から言っても、永代使用料の問題等、かなり安価な

対応をするという部分がありますから、町民の皆さんからの求めに応じては、やはり町営墓地というからには、いついかなるときでも返還墓地であろうが何であろうが町民の皆さんの要望にお応えするという立場を取る必要があるという思いで見えています。そういったことも踏まえて、町営墓地条例に掲げてある土地について、墓地条例の見直しを含め、町内における様々な墓地の形態に対して、町民の皆さんが墓地をお求めになるものに対して、きちんと町からの案内でもって対応できる状態にしておくのが町営墓地ではないのかということを再三申し上げてきたつもりでありますし、それに町がなかなか答えていただけていないような状況でありますから、その後の検討経過等を踏まえて、検討してできることになるのか、このままできないもんですと、推移を見ていく形でと考えておられるのか、そういったところも踏まえて答えを求めたいと思います。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 多分、三浦墓地と古浦墓地ではなくてということでおっしゃっているんだと思いますが、これは、何回か答弁はしているんですが、町営墓地に関して、今後、新規で例えばどこかに造るかということについては、今のところ計画は持っていませんと。

あと、もう1つ、以前から言われている、要は各地域にあるものについて、それを公営化してはどうかということの話だと思いますが、以前も申し上げたとおり、それを公営化することについては、それも考えてはいません。

以上です。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 非常に冷たいというか、これまで私は、この問題を取り上げて既に2期目に入っていますから、墓地管理組合という形で私も管理をする責任者の1人として墓地の運営管理を任されてやっています。私がなぜにこういったことを何度となく町に求めるかというと、これほどの不公平感はないんじゃないかと。

思い起こせばですけれども、平成28年、29年あたりだったと思いますけれども、今、町営墓地に掲げた三浦墓地だったかと思いますが、あれの土留め関係の擁壁工事に1億円を超えるような数字を上げられて提案されたかと思います。そういったことが一方でされ、私どもは、台風19号、今から5年前になりますか、そのときも地域総出で墓地をお持ちの住民の皆さんが賛同を得て協力して自ら労働奉仕をし、自らの身銭、いわゆる墓地管理料で対応してきていると、こんな不公平感はないんじゃないかと。

その辺のありように対して町はどう考えるんだということで求めたところ、今、総務課長が

お答えしたような、まず墓地管理というか、要するに町営墓地とつける以上は、そういったことが条例で決まっているんですからという話ではないはずなんです。町営というからには、町民の皆さんがいついかなるときに求めても、それに負託的に応えられるようなスタイルで推移させるのが町の役目ではないかと思うんです。そういったところについて、その考えは及ばないとか、やる考え方がないだとか、それはまずいんではないかと非常に不公平感を感じてならないわけです。その辺についてのもっと掘り下げた答弁を、町としてどうなのかというところを、はっきり申し上げてこれは、もう一度、町長からの答弁としていただけたらありがたいと思っています。いずれはこのことが、また繰り返しますが、出ていこうかと思えますけれども、出ていくというのは、3月の定例会とかその見合いで、どうしても総会時期になってきますと私も地元から責め苦を受けますから、そういったことも踏まえて、公平性の立場からも町のスタンスを再度確認だけしておきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 初めに、確認なんですが、町営墓地に関しては、今、三浦墓地と古浦墓地の2か所しかありませんので、だから町営墓地に関しては、もちろん町が責任を持って管理するというのは当然ですので、それ以外の各地域にあるものは、町営墓地としての位置づけにはなっていませんので、それは、そこを管理しろと言われてもなかなか難しいのかなということです。条例で設置している墓地ですから、当然、これは、2か所しかないのは明確ですから、各地域にあるのは、町営墓地とは言えないと理解していますので、そこでどうしても区分は出てきますということになります。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 私のお話下手なのか聞き下手なのか分かりませんが、私は、町営墓地という中に、もうちょっと拡大した形で町内行政区内に存在する三浦墓地、古浦墓地等の発生スタイル、共葬墓地でもなんでもいいですけれども、生まれたときからずっとこれまで地域に根差した墓地をあえて町営墓地に昇格させてやっているということであれば、ほかの墓地も同様なケースで存在しておると。したがって、条例にあるかないかの問題じゃなくて、実質、捉え方としてあの2か所だけが町営墓地ではないでしょうと、そういったことを尋ねているので、町営墓地というからには、いついかなるときに町民からの求めに対しても、公募でも何でもお答えしてあげるような形の町営墓地の在り方というのが必要じゃないかをお願いしているのであって、それは、手っ取り早く言えば、私たちが、今、管理しているよ

うな墓地も自然と町営墓地になっていけば同類、足並みそろえた形で見ていただけているんだと思うわけです。そこのところの理解を、今、お答えなさったのは、ちょっと違うような捉え方をしておられて、私が、多分、話下手なんだろうとは思いますが、いま一度、お願いします。

○議長（高橋利典君） 答弁、熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） この墓地については、それこそ何年か前からいろんなお話があって、整理をきちんとしているのかというあたりからスタートしてきて、先ほどありました三浦墓地の復旧事業でいろんなご意見を伺って対応したと。そうしていく中で、今言われたような、町営墓地は、今、2か所ありますけれども、その他各地区にあるいろんな、十数か所あったかな、そのぐらいありましたね。それと、条例ではないけれども、町営住宅と同じようにして平等性をというお話ですけれども、逆に言うと、お寺の檀家の1人として、当然、災害とか崩れれば、同じように費用を出したりそういうこともあります。ですから、各地区に今、十何か所あるのと、お寺もあるし、それから町営墓地もあるということで、その辺の絡み合いからいくと、なかなかこれは詰めて、地区ごとと言えればいいのか、そういうふうにあるやつと一緒に町営墓地と取扱いしていくというのは、まだまだ今後、検討していく材料にはなるんじゃないかと、今すぐ、はい、という話では、いけないんじゃないかと。今、お墓の問題も、いろいろ世の中では騒がれています。いろんな話題が日本全国で出ています。そういうこともありますので、これは、すぐ、はい、町営と同じような見直しではないですが、そういう取扱いをしていけるかどうかというのは、もう少し時間をかけていかないと、即答で、はい、やりますというのは、ちょっと難しいかとは思っております。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 段階を経て副町長の答弁がありましたから、今、1回、同じことを聞きますけれども、町営墓地というものと、町民の皆さんがお墓を求めて大変苦労されているという実態と、併せて町内における墓地の様々な形態はあるものの、墓地の存在に対して松島町の墓地行政をどう考えているのかというところを、まずお話をいただき、今のスタイルとして2つの墓地条例があるけれども、これもいずれは議会に付されて、議決を経て発生したんだろうと思いますけれども、そういったものが、見ていってここもできる、ここもできるということが見いだせれば、町民の皆さんの求めやすい墓地の数が増えるんじゃないですかということを言いたいんです。そういった形であれば、町民の皆さんの墓地に対するサービスというか、心配事の種の1つも消えるんじゃないかと思っているんですけれども、ですか

らそういったことも踏まえて、私も、何度もこの問題をいつまでも引っ張りたくないんですけれども、こういう話を、よくよく月日を数えてみるともう10年近いんです。今の副町長の答弁でも私はまだ納得いかない。もうちょっと突っ込んで、今日は準備してきていませんけれども、こんな答えでは、いずれ近い議会においてやり合いたいと思っていますから、最後に、町長も同じように求めますけれども、あればお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 前議会もそうですけれども、今議会はまた別ですけれども、これまでの議会の中で赤間議員とうちの副町長とのやり取りは聞いておりますし、新しい議員もいらっしゃるから、まず、これと私の個人的な関係はないですからというのは知っておいてほしい。三浦にあるから町長がどうのこうのしたのかということではないので、まずその辺だけお含み願って置いて、ここの古浦・三浦町営墓地に至った経緯は、前々首長が、いろいろ地域とのやり取りがあった中で発生し、ここまで来ているということを感じていますし、そして、出来上がったものについては、何とか地元で運営してくれということで、地元で墓地を使っている皆さんからおの会の会費を取って、年間、草刈りだ何だっているいろんなことを、維持管理をしているというのが現状だと思います。

そういった中でずっと推移してきている中で、よそのいろんな共葬墓地についても同じように考えてくれないかというのは、赤間議員の単なる願いなんだろうと思いますけれども、それについて、正直言わずとこの話の中で、副町長のほうで、町内の墓地については、大体把握したと聞いていますし、報告を受けていますので、ただ、今後、どういうことにどうするのかということについては、松島町の人口規模的にすればお寺も結構多いわけですから、そういったところの経緯とか様々なことを、今後、考えていかないと、全て町営墓地と同じ扱いとは、なかなかいかないのではないかと思いますし、また、あんまり私のところにお墓がなくて困っているというのは、私は蚊帳の外にいますかどうかは分かんないけれども、逆に三浦町営墓地については、会費を徴収するのに苦労しているということは聞いていますけれども、そういったこともいろいろ、今後、拝聴しながら考えていきたいと思っています。

○議長（高橋利典君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

討論に入ります。議案第86号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第86号指定管理者の指定については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第87号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第87号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第88号 指定管理者の指定について

日程第27 議案第89号 指定管理者の指定について

日程第28 議案第90号 指定管理者の指定について

日程第29 議案第91号 指定管理者の指定について

○議長（高橋利典君） お諮りをいたします。

日程第26、議案第88号から日程第29、議案第91号までは、避難施設の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がありますので、質疑について一括で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

議案第88号から議案第91号までは一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、各議案について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論、採決に入ります。

議案第88号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員です。よって、議案第88号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第89号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第89号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第90号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第90号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第91号について討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第91号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

日程第30 議案第92号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（高橋利典君） 次に、日程第30、議案第92号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 賛成全員であります。よって、議案第92号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第31 議案第93号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（高橋利典君） 日程第31、議案第93号令和7年度松島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

13番高橋幸彦議員。

○13番（高橋幸彦君） 13番高橋幸彦でございます。この席で初めて発言させていただきます。

私は、ごく簡単に1点だけなんです、事項別明細書13ページの6款1項3目、農業機械なんです、20年前に議員になったときには、農業関係の議員が結構おられたんですが、20年という年月の流れで大分少なくなりましたので、私も、もう完全に任せておりますので、こちらの写真とかを見ても大体察しはつくんですけども、どういうのに使うのかというのをまずお聞きしたいと思っております。これは、今はやりの乾田直播とか、そちらの水田に使

うのか、それとも畑作に使うのか、それとも両方に使えるのか、その点をお伺いしたいと思っています。

○議長（高橋利典君） 答弁、太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今お話にありました乾田直播に伴う農業用機械でございます。

以上です。

○議長（高橋利典君） 13番高橋幸彦議員。

○13番（高橋幸彦君） 分かりました。乾田直播をやられている町内の農業者の方もおりますが、なかなか成績がよくないというので、こういう機械が年々進んでいるでしょうから、こういう機械を導入して成功例を出していただきたいと思っております。

それで、金額が、補助額は572万1,000円なんですが、事業費は1,900万円、約2,000万円近くで補助率が10分の3、これは、県費なので決まった金額というか割合なのでしょうか。その点、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 資料にも書かれていますとおり、補助率の10分の3ということでの計算になります。

以上です。

○議長（高橋利典君） 13番高橋幸彦議員。

○13番（高橋幸彦君） 2,000万円近くの機械が5種類ありますけれども、これは、例えば令和7年度の当初予算とかには要求とか、それはなかったのでしょうか。

○議長（高橋利典君） 答弁、太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） これは、県補助とは書いていますけれども、端的に言うと国の補助で、間接的に県をいわゆるトンネルして町に流れてくるものなんですけれども、国の事業の募集が今年の7月から8月にかけてありまして、内示等も含めて一連の流れでうちの担当の者が県庁とやり取りしながらやってきたわけで、今回の12月定例会にこの補正を提案することに至ったと。それで、補助対象者の方の話というか、この議決をもらった後に、あとは見積り合わせなりして業者からこの農業用機械を買うという流れになりまして、私も一番心配していたのは、機械は年度内に導入されるのかどうか。年度内に片づけねくて分かんないもんですから、そうしましたらば、十分、年度内には、機械の導入はされるという話も受けております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 13番高橋幸彦議員。

○13番（高橋幸彦君） 今年は米価が高くて、多分、町内の農家の方は大変潤ったので、それでこういう総額2,000万円近くの機械を導入してもいいという形になったからじゃないかと思っております。県費と書いてありますけれども、国の対策が流れてきたという、今、課長の説明だと思しますので、分かりました。こういう事例が増えてもらえるのは結構だと思っております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 他に質疑ございますか。4番中西 傳議員。

○4番（中西 傳君） 今の同じ場所なんですけれども、主要事業説明資料を見ていただいて、これは法人1者ということで、法人名はここで明らかにできるんですか。

○議長（高橋利典君） 答弁、太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 議事堂の中なので、手樽で相対的に経営規模の大きい株式会社になっております。

○議長（高橋利典君） 中西 傳議員。

○4番（中西 傳君） 次の資料の中で5件ほど、機械がですね、上からいけば500万円、370万円、300万円、その4番目が87万2,728円と、円まで書かれているんですけれども、普通これは、切上げとか切捨てとかそういう資料で出来上がっていくと思うんですけれども、その辺、どうなんですかというのを聞きたかったんです。

○議長（高橋利典君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） これは、申請する際に、対象とする農業者の方が業者の方から参考見積りという形で頂いている数字なんですけれども、想像するに、これは、合計額に消費税を掛け合わせますと下の数字が丸くなる形になるので、そういった形で見積りが出されたのかとは想像していました。

以上です。

○議長（高橋利典君） 4番中西 傳議員。

○4番（中西 傳君） 農林水産省のホームページを開いて、ここの担い手確保・経営強化支援事業ということで、令和7年度補正事業、令和7年12月版というのを見ていたんですけれども、この中では、法人への補助ということで、3,000万円までということで、ここには、取得価格3,000万円と税込みと書かれているんです。それから、この補助率は2分の1以内と書いてありますけれども、これとの違いはどうなんですか。

○議長（高橋利典君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 事業名としては、令和7年度担い手確保・経営強化支援事業となっておりまして、括弧で令和6年度補正繰越分、地域農業構造転換支援対策となっておりまして、今、議員がお話ししていただいた事業メニューのものはまた別物のメニューになっています。

以上です。

○議長（高橋利典君） 4番中西 傳議員。

○4番（中西 傳君） こちらのメニューに入ったほうが2分の1ですから得ですよ。その辺はどうなんですか。検討されたんですか。

○議長（高橋利典君） 太田産業観光課長、答弁。

○産業観光課長（太田 雄君） 農業者の方が事前に町の窓口を通す前に県庁に相談しに行っておいて今回の申請に至ったというケースもありまして、その辺は、宮城県庁の指導なんかもあった上で、今回、申請に至ったという流れになると思います。

以上です。

○議長（高橋利典君） 4番中西議員。

○4番（中西 傳君） 参考のためにその資料といいますか、令和6年度のやつでこういう補助率と税抜き価格になっているという部分をお示しいただければいいと思います。

○議長（高橋利典君） 資料要求ですか。（「資料要求です」の声あり）太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） かしこまりました。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。他にございますか。10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 10番赤間です。

私からは、ただいまの案件にありました6款1項3目に予算計上されたもの、同じもので質問でありますけれども、これまで農業振興区域における地域計画をつくられ、そこにおける農業法人が農業の営みにおいて必要とされる農業機械に対しての補助ということなんですが、こういったことは、たまたま1者だけの手挙げで、今、答弁をいただいたとおり、1回出来レースになって、また町に戻ってきて、町を経由してという形になったんだろうと思いますけれども、同じような農業資材関係で購入しようとしている農業法人なりあるいは認定農業者がいるとするならば、そういったところにも同じように紹介とか公平に扱って対応すべきではないかと思ったんですけれども、たまたま特急料金的に、対応のために、7月、8月とか、そして今回の提案という形になったんだと思いますけれども、その辺のことは考えに及

びませんでしたか。その辺のことを確認しておきます。

○議長（高橋利典君） 答弁、太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 国のメニューということで、あくまでも町としては、平等、公平にという立場もございますし、広く農業者の皆さんに国のメニューで使えるものは使ってもらいたいということで、このメニューに合致するかどうかというのも念頭にあった上で、農協も、この認定農業者でも大規模をやっている法人に何件か声をかけてみますということでお声がけもしていただいたんですけれども、残念ながら今回は、申請が1者であったという経緯があります。

以上です。

○議長（高橋利典君） 10番赤間幸夫議員。

○10番（赤間幸夫君） 私も、J A仙台、松島町実行組合長会という運営の責任も負っていますからですけれども、どうしても実行組合長会とか会議を開くと、そういったお話の話題がつぶさに出ると。次は私どものほうにそういった情報提供を下さいと、あるいは、申請に当たって実行組合長がそういった行政経験もされていますから、手続についてはいろいろ教えてほしいねという話なんかを持ちかけられるということもあって、あえてお尋ねしました。

町側としては、単費を継ぎ足して云々という形の予算措置ではないので、あまり深くは掘り下げませんけれども、この議案をもらってから頂きまして、二、三、方々に手を尽くして、皆さん大丈夫ねという確認の下に、今回、質問させてもらっていますからいいんですけれども、なるべくならこういったのが出たときに、私の耳にも少し入れてもらうとお答えもしやすいと、参加の実行組合の方々からのお話で対応できるという思いですので、今後は、その辺も配慮をいただくと助かるという思いです。よろしくお願いします。

○議長（高橋利典君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） いろいろ失礼をばいたしました。今後とも制度の周知の徹底、それから、個別相談を丁寧に行いながら、申請したくても仕組みが分からないとか、あるいは、書類の書き方が難しいとかといった理由で本当に困っている農業者の方に補助金が行き届くよう、農協とかとも連携しながら支援制度の充実に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。次に、5 番菅野隆二議員。

○5 番（菅野隆二君） 自分はちょっとだけふるさと納税について、寄附金の増額ということで2,000万円、すばらしいというところで、職員の皆さんの頑張りはもちろんだと思うんですが、

増額することができた要因とか、例えば何か急な人気な返礼品が見つかったとか、そういったものがあれば、分析などができていれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、安土財務課長。

○財政課長（安土 哲君） 今回、ふるさと納税を見込みで増額しました大きな要因としましては、去年に続きましてお米不足に対応しまして、令和7年産米を稲刈りする前から受付をしたことによりまして申込みが多くございました。それ相応の量を用意しているんですが、それに比例して申込みが多い状況にあります。

また、併せて今回、9月いっぱい、ポータルサイトでポイント付与を行っていたのが廃止になりますということで、その廃止に伴う廃止間際のふるさと納税が多く見受けられましたので、それも今回の補正増の要因になったのかと分析しております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 5番菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。引き続きやっていただければというところと、あと、12月末とかでまた駆け込みというか、そういったものも増えるというのもあるんですが、その辺もさらに増えるという見込みなんかがあるのかとか、その辺も聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 安土財務課長。

○財政課長（安土 哲君） ポータルサイト数を去年より1つ増やした中で、ホテル、旅館等の申込みが顕著に伸びております。そこは、年末に向けてまた伸びるだろうと。

あわせまして、去年の6月から導入しました現地決済も、協力いただいている施設数も増えてまいりましたので、その辺で伸びる要因があるだろうと期待しております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 5番菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。期待していますので、引き続きよろしくお願いします。

ふるさと納税企業版も、多分、最初の予算は同額1億円だったと思うんですが、この後に定住促進事業補助金なんかの話もするんですけれども、まずは、企業版の現在の進捗状況が分かれば教えていただきたかったです。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 令和7年度、現時点における状況でございますが、物納も含め

てでございますが、11社、2,135万2,000円ほど受領している状況でございます。参考までに、物納は3件、275万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。2,135万円ということで、今回、ふるさと納税の増額分と同じぐらいなんですけど、これだと達成までかなり厳しい状況だとは思いますが、現在12月ですが、その辺をどうやっていくのかというところの考えがあれば教えてください。

○議長（高橋利典君） 答弁、千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 今まで企業版ふるさと納税を頂いた企業にも引き続きお声がけさせてもらったり、あと、今年度、企業と自治体を結ぶマッチングをしていただく委託業者も、2社ほど、今、増やして、何とかチャンネルをできるだけ多くしていきたいということで臨んでいるところでございます。

以上です。

○議長（高橋利典君） 5番菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ぜひこれは、毎年ずっと言っているんですが、達成に向けて本気で頑張っていただければということと、事項別明細書6ページで定住促進事業補助金が350万円、これが、多分、企業版ふるさと納税の基金からということだとは思いますが、定住につながっていると思われますので適正な使い方というのは分かるんですが、増加分の内訳とかが分かれば教えてください。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 今年度の定住促進事業補助金といたしまして、当初で300万円ほど予算化しておりました。6名の方の申請により全て補助金の支出に至ったことから、現在、申請をしたいという方が6名ほどおります。その方々に対する補助金350万円を補正計上させていただきました。ご承認賜れば全ての方が補完できる状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 5番菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。今回、6名で350万円というのは、ごめんなさい、この辺が私も勉強不足であれなんですけど、その違いというのを教えてもらっていいですか。

○議長（高橋利典君） 千葉企画課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 1 件の方が地元の建設業者を使用して家を建てているため、その方は通常ですと50万円、地元の建設業の方を使っているということでプラス50万円ということで、1 件100万円を見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（高橋利典君） 5 番菅野隆二議員。

○5 番（菅野隆二君） ありがとうございます。最後に1 点、事項別明細書10ページの保健福祉センター管理費についてですが、需用費の見込額の不足ということだったんですが、燃料費と光熱費で240万円と、見込額の不足という割には金額が大きいかと思ったんですが、詳細なご説明をお願いします。

○議長（高橋利典君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 保健福祉センターにつきましては、令和5 年度から約3 年をかけまして大規模改修を行わせていただきまして、おかげさまをもちましてふれあいの湯も無事に稼働が開始したところなんです。稼働が始まりまして最初の数か月間、水道料の増加が大変多く、特に今年度、5・6 月あたりに、今までにないくらい水道料がかかったということで、最初、水漏れがあるのかというその原因を調査しておりまして、結果的には水漏れはなく、設備が新しくなったことに伴いまして、お風呂のお湯の調整がうまくこちらで管理し切れなかったということもありまして、その設備の業者と打合せをしつつオーバーフローの湯量の調整などを行ったところ、水道代がかなり通常どおりに戻ってきたということで、年度の初めに水道料を大変消費させてしまったというところで1 か月分ほどの水道料が足りなくなってしまい、年度末、2 月にお支払いする分がもしかして不足するのではないかとということで、財政と相談をさせていただきまして今回の補正に至りました。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 5 番菅野隆二議員。

○5 番（菅野隆二君） ありがとうございます。理由は分かりました。確認なんですけれども、これはもう直ったという認識で、せっかく修繕して長く使えるようにしたのに、今後、また240万円ぐらい毎回高くなってくるというんであれば意味がないと思ったんですが、これは今回限りという認識でいいのかどうか、最後、確認させてください。

○議長（高橋利典君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 保健福祉センターの光熱水費につきましては、季節によっても電気代などの使用料が違いますが、水道料につきましても、その利用の人数によっては、

若干の変動はございますが、私たちは、人数によって、大体、水道料が幾らかかるかという見込みが持てて通常運営しております。水道代につきましては、今後、値上げがございますので、その辺、来年度、またどうなるかということで精査していきながら運営をしていきたいと考えております。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他にございませんか。6番米川修司議員。

○6番（米川修司君） 6番米川です。

菅野議員の質疑に続いて関連といいますか、1点だけ質疑します。

定住促進事業補助金ですけれども、私の認識では、今年度に入ってから早々と予算に達して受付終了ということで、現在もホームページではそういう掲載になっています。それで、素朴な疑問なんですけど、6人分追加ということでとても評価しているんですけども、この6人追加になった経緯を知りたいというのと、もしかすると、6人のほかにも本当はこの補助金を申し込みたい世帯があったのではないかと懸念したわけですけども、そういったところもどういった事情なのか、お尋ねします。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 今回の補正に至った経緯といたしましては、9月議会の総括質疑で、もし不足が生じたときは補正で柔軟に対応したいという町長の答弁のとおり、今回、補正に至ったところでございます。

それから、申請者が漏れているかもしれないんじゃないかということなんですけど、うちに相談してもらった方には、こういう事情とかも話しながら丁寧な対応を取ってきているところでございます。

なお、ホームページ等とかでも、この定住促進に係る補助金について周知も引き続き継続していきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋利典君） 6番米川修司議員。

○6番（米川修司君） 今の答弁は理解しているんですけど、繰り返しになりますが、ホームページ上は、この補助金は予算額に達しています、受付を終了していますとありますので、町へ問い合わせずに、ホームページを見てもう補助金を申請できないと判断してしまうというのを懸念しているんですけど、もう少し詳しくお答えください。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 確かに、今、議員がおっしゃるとおりのホームページの掲載内容となっていますので、今後、申請した方は、また例えば令和８年度の当初で申請してもらったとかそのような対応になるかとは思っておりますが、その辺も含めて周知の仕方を工夫していきたいと思います。よろしくお願いします。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（高橋利典君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第93号令和７年度松島町一般会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第３２ 議案第９４号 令和７年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（高橋利典君） 日程第32、議案第94号令和７年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 賛成全員であります。よって、議案第94号令和７年度松島町国民健康保

険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第33 議案第95号 令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（高橋利典君） 日程第33、議案第95号令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第95号令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第34 議案第96号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高橋利典君） 日程第34、議案第96号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。それでは、2番本田翔也議員。

○2番（本田翔也君） 本田です。

軽く質問だけお願いします。2ページの一般介護予防事業費の主な使い道を教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（高橋利典君） 答弁、齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 一般介護予防費につきましては、使い道といたしましては、松島町で、結構、高齢者の方々がご利用になっておりまして、歴史のある事業でもありますけれども、まつしま元気塾という地元で通えるところで半日なり過ごしていただける事業が

あるんですけれども、そういった事業に事業費として充てている財源といいますか事業でございます。

○議長（高橋利典君） よろしいですか。本田翔也議員。

○2番（本田翔也君） 使い道の件については、ありがとうございます。その効果はどのくらいあるのか。実際、僕も高齢者の介護事業については、他の市町村でいろいろやっているものですから、どの程度のことをやっているのかというのは、教えていただくことは可能ですか。

○議長（高橋利典君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まつしま元気塾に参加してくださっている利用者の皆さんは、現在は、実人数にしますと年間大体80名前後なんですけど、その方々が週に1回から2回、地元のご自身の足で通えるところに通っていることで介護予防という成果があると思います。その介護予防の成果があることで、後々、重度化を防げるわけですので、介護認定を受けずに、元気に住み慣れたところで過ごしていると私たちは評価しております。実際のところ、年間、その人たちがどのように将来的に介護認定といいますか、介護申請に結びつくかどうかまでのそういった研究まではしていませんけれども、長く通っていらっしゃる方ほど介護認定を受けずに生活していらっしゃるという手応えは、ここ10年、15年の長きにわたって実施している中で大変感じているところございまして、利用者の方々にとっても大変好評で、認定を受けずにまつしま元気塾に通い続けたいというご希望を持っていらっしゃる方が多いという実感を受けております。

以上です。

○議長（高橋利典君） いいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第96号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第96号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第35 議案第97号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）  
○議長（高橋利典君） 日程第35、議案第97号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第97号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第36 議案第98号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）  
○議長（高橋利典君） 日程第36、議案第98号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明は終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第98号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第 3 7 議案第 9 9 号 令和 7 年度松島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
○議長（高橋利典君） 日程第37、議案第99号令和 7 年度松島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋利典君） 起立全員であります。よって、議案第99号令和 7 年度松島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第 3 8 議員提案第 4 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（高橋利典君） 次に、日程第38、議員提案第 4 号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。提出者からの説明をよろしく願います。8 番櫻井 靖議員。

○8 番（櫻井 靖君） 議員提案第 4 号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。8 番櫻井 靖でございます。

松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を述べさせていただきます。

令和 7 年 8 月 7 日、人事院におきまして、国家公務員に係る給与の改定についての勧告が出され、一般職の国家公務員に対して支給される期末勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、特別職の国家公務員の期末手当の支給割合についても引き上げる措置が講じられることになりました。本町議会議員においても、期末手当の支給割合を年間で0.05か月分引き上げる改正

を行うものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 提案理由の説明が終わりました。

---

日程第 3 9 議案第 1 0 1 号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（高橋利典君） 日程第39号、議案第101号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、6 番米川修司議員が地方自治法第117条により除斥されますので、退席を求めます。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第101号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

松島町監査委員の任期満了に伴いまして、米川修司氏を監査委員として任命することについて、同意を賜りたく提案を申し上げます。

米川修司氏の経歴につきましては、資料に記載したとおりであります。令和3年に松島町議会議員に初当選され、現在に至っております。この間、塩釜地区消防事務組合議会監査委員及び教育民生常任委員会副委員長を歴任されております。人格、識見ともに監査委員としてふさわしい方であるので、任命について同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件については、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認め、これより議案第101号の採決を行います。

採決の方法は、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。準備できましたら出入口の閉鎖をお願いいたします。

〔投票準備〕

〔議場閉鎖〕

いいですか。それでは、議場の出入口を閉鎖いたしました。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項により、3番櫻井貞子議員、4番中西 傳議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票については、会議規則第83条により反対となります。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋利典君） 異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順に投票願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（高橋利典君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

3番櫻井貞子議員、4番中西 傳議員は、開票の立会いをお願いいたします。開票してください。

〔開 票〕

○議長（高橋利典君） それでは、局長から報告をさせます。局長。

○事務局長（千葉浩司君） 投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0 票

有効投票中、

可とする者 11 票

否とする者 1 票

以上です。

○議長（高橋利典君） 以上のとおり、賛成多数です。よって、議案第101号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。米川修司議員は入場を許可します。

〔議場開鎖〕

米川修司議員に申し上げます。

松島町監査委員の選任について、同意することに決定いたしましたことをお知らせ申し上げます。

それでは、大分時間もたちましたので、ここで休憩に入りたいと思います。16時25分まで休憩に入ります。

午後4時15分 休 憩

---

午後4時25分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開いたします。

---

日程第40 議案第102号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（高橋利典君） 日程第40、議案第102号令和7年度松島町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第102号令和7年度松島町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、物価高騰対応や子育て世帯への支援のために要する事業費について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、4ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項20目物価高騰対応重点支援地方創生事業費につきましては、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援を目的とした 3 事業を補正するものであります。

5 ページにわたります。3 款民生費 2 項10目令和 7 年度物価高対応子育て応援、子育て世帯の負担軽減を図るため、児童手当受給対象児童及び令和 8 年 3 月31日までに出生した児童の保護者等に対して、児童 1 人当たり 2 万円を給付するものであります。

11目令和 7 年度低所得ひとり親世帯支援事業費につきましては、物価高騰の影響を強く受けている低所得のひとり親世帯の負担軽減を図るため、児童扶養手当受給世帯に対し、1 世帯当たり 1 万円を給付するものであります。

歳入につきましては、3 ページをお開き願います。

17款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました令和 7 年度物価高対応子育て応援手当事業費に対するものであります。

7 目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、歳出でご説明しました物価高騰対応重点支援地方創生事業費に対するものであります。

18款県支出金 2 項 2 目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました令和 7 年度低所得ひとり親世帯支援事業に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） それでは、2 款総務費 1 項総務管理費20目物価高騰対応重点支援地方創生事業費につきましてご説明いたします。

主要事業説明資料 1 をご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、4 ページとなります。

今回の補正につきましては、令和 7 年11月21日に閣議決定されました「「強い経済」を実現する総合経済対策 ～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」に掲げる地域の実情等に応じた物価高対策の推進の事項に基づく物価高の影響緩和に資する施策を推進し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民及び事業者に対する支援の迅速かつ有効な実施を目的として、今回、補正計上させていただくものであります。

財源内訳でございますが、後ほど説明させていただきます 3 事業の総事業費は 1 億6,810万

円となり、国費として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億5,959万5,000円、町の一般財源が850万5,000円でございます。

個別 3 事業の詳細につきましては、事業担当課長から説明いたします。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 主要事業説明資料事業概要のナンバー 1、児童福祉施設物価高騰対策事業についてでございます。

食料品やエネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている児童福祉施設を運営する事業者に対し、1 事業者当たり100万円の給付金を支給するものです。

対象となる事業者は、認定こども園を運営する事業者 1 者と、児童館、留守家庭児童学級を運営する事業者、合わせて 2 事業者となります。

以上です。

○議長（高橋利典君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 2 番、家計応援商品券配布事業につきましては、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対する支援として、家計負担軽減と地域経済の活性化を図るため、全町民に商品券、額面で 1 万円分を配布する事業です。利府松島商工会に対し補助金を交付し、商工会において事業を行っていただく計画であり、事業費は 1 億4,080万円です。

また、商品券の利用は、準備が整い次第ではありますが、3 月中旬以降の期間で実施する予定です。

以上です。

○議長（高橋利典君） 次に、赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 3 番、水道料金減免事業につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者に対して、水道料金の負担軽減を通じて消費を支援する事業であり、水道料金のうち基本料金全額を 2 か月間減免するものです。

減免期間は令和 8 年 2 月、3 月の 2 か月間であり、2 月、3 月の請求分が対象となります。

対象者につきましては、松島町内の官公庁施設を除く全水道使用者5,577件です。

減免額につきましては、税抜きで1,856万円でございます。

事業費の2,528万円につきましては、減免による水道料金減収分1,856万円及び減免に係る事務費420万円並びに消費税の追加納付分252万円であります。

この事業費を一般会計から水道事業会計に負担金として繰入れし、事業を実施するものでご

ざいます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） それでは、主要事業説明資料2をご覧ください。

3款2項10目令和7年度物価高対応子育て応援手当事業費につきましては、令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、子育て応援手当として児童1人当たり2万円の手当を支給するものです。

支給対象児童は、令和7年9月30日を基準日とし、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した児童1,400人への給付を見込んでおります。

児童手当を町から支給している世帯と松島町役場から児童手当の支給を受けている町内在住の職員の世帯に対しては、プッシュ型で速やかに給付することを予定しております。他の官公庁より児童手当を受給している公務員につきましては、職場からの証明書を添付し申請を行っていただくこととなりますので、時間を要するものです。

事業費につきましては、手当及び事務費の合計2,882万5,000円を計上しており、全額国費が充当されております。

続きまして、主要事業説明資料3をご覧ください。

3款2項11目令和7年度低所得ひとり親世帯支援事業につきましては、物価高騰の影響を強く受けている低所得のひとり親世帯に対する支援として、児童扶養手当受給世帯に対し、1世帯当たり1万円を給付する事業です。

対象世帯は65世帯を見込んでおり、事業費につきましては、補助金、事務費、合計70万円を計上しております。

財源としましては、宮城県が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として全額県費を充当しております。

支給のスケジュールとしましては、児童扶養手当受給者の振込先等の情報を活用し、プッシュ型で速やかに給付することを予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（高橋利典君） 次に、日程第41、議案第103号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第103号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、水道料金の減免を2か月実施するものであります。これにより水道事業収益の総額を5億6,716万9,000円、水道事業費用の総額を6億1,739万9,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第42 一般質問

○議長（高橋利典君） 次に、日程第42、一般質問に入ります。

通告の順に従って質問を許します。

質問者は登壇の上質問を願います。5番菅野隆二議員。

〔5番 菅野隆二君 登壇〕

○5番（菅野隆二君） 5番菅野隆二でございます。

1時ぐらいから一般質問かと思ったんですが、外も暗くなってきました。今日は12月18日ということで、うちの母親の誕生日でございます。ケーキを予約して5時ぐらいに取りに行くとお店に言っていたんですが、ちょっと過ぎるかとは思いますが、皆様もなるべく早めという気持ちが後ろのほうから来ますので、頑張っていきたいと思います。このままやっていたいんですけど。すみません。

それでは、通告に基づき、本日は、松島町における投票率の低下と人口構造の変化が町政に与える影響についてを質問いたします。松島町の未来を考える上で極めて重要なテーマであると考えておりますので、執行部の皆様の前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

私も議員として2期目となりまして、これまで4年間で様々な一般質問をさせていただきました。その経験を踏まえて、今回は、通告書の書き方も工夫したつもりでございます。質問内容をできるだけ細分化し、論点を明確にした上で答弁しやすい形を意識したつもりですの

で、その点もご理解いただければと思います。

それでは、本題に入ります。

先日11月30日に執行されました松島町議会議員選挙の投票率は53.28%でした。これまで町議会議員選挙では、おおむね60%以上の投票率を維持してきた中で、今回はそれを大きく下回り、初めて50%台前半に落ち込む結果となりました。この結果については、もちろん我々議員にも大きな責任があると考えております。4年間、町民の皆様に、町政に関心を持っていただけなかった。議会を見てみたいと、そう思っていたけるような活動が十分であったのか、その評価がこの数字に表れていると受け止める必要があります。町民の半分近くが、誰が議員をやっても大きく変わらないと感じているとすれば、それは極めて重い事実であります。その点についてはしっかりと反省し、改めて4年間、町民に向き合う活動を重ねていく決意をしております。

一方で、投票率が9ポイント以上低下したという事実は、単なる数字の変化ではなく、町の意味決定の土台そのものが揺らぎ始めている兆候ではないかと私は受け止めております。実際に有権者数は4年前から600人以上減少し、投票率の低下も重なった結果、有効投票数は、約1,400票も減少しています。町の方向性を決める一票一票が確実に少なくなっている現状があります。

さらに、人口構成に目を向けますと、本町では、65歳以上の高齢者が全人口の約40%以上を占めており、5年後の2030年には、有権者の約半分が65歳以上になると見込まれております。この2030年の人口構成に宮城県が公表している年齢階層別投票率を当てはめて推計したところ、将来の松島町の選挙では、投票箱に入る票の約6割が65歳以上によるものとなり、一方で、18歳から29歳の若年層による票は5%前後にとどまる可能性が高いという結果が得られました。もちろん県のデータは、抽出調査でのデータですので、当町の実態と完全に一致するものではございません。しかし、松島町の高齢化率は県平均より10ポイント以上高いことを踏まえると、若年層の票の割合は、さらに低下する可能性も否定できないと。

ここで、誤解のないように申し上げますが、高齢者の票が多いこと自体が問題ということは、言うつもりはございません。今の松島町は高齢者の割合が高く、その高齢者の皆さんを安定して継続的に支えていくということは、町の大きな役割です。ただし、そのためには、現役世代や町の未来を担う若者、子育て世代がこの松島町に腰を据えて生活し、働いて納税していただける環境を整えることが不可欠です。言い換えれば、現役世代がしっかり稼ぎ、安心して暮らし、結果として町を支えられる構造をつくっていかなければなりません。

しかし、その現役世代、若年層の声が町政に届きにくいまま意思決定が進んでいけば、どうしても施策との間にミスマッチが生じてしまうと、それがさらに人口流出を招くという負のスパイラルに陥る可能性があるのではと考えております。

つまり問題は、単に投票率が低下しているということだけではなくて、人口構成と投票行動を重ね合わせることで、町政の意思決定が特定の年代に偏っていく構造的リスクが既に生じつつあるという点にあると考えております。人口減少と投票率低下が同時に進む中で、若者や子育て世代の声が議会や行政に届きにくくなっている現状は、松島町の持続可能性そのものに関わる重大な課題であります。地方自治というものは、町民全体の意思を反映するものでなければなりません。世代間のバランスが崩れ始めている兆候を見逃さず、今、手を打たなければ、将来、取り返しのつかない状況になる可能性があるとの認識から質問をさせていただきます。

まず初めに、今回の令和7年松島町議会議員選挙における投票率53.28%という結果について、町としてどのように受け止めておられるのか、評価と課題認識をお聞かせください。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、菅野議員の投票率に関することについては、初めに選挙管理委員会から答弁させます。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） それでは、私から回答させていただきたいと思います。

令和7年11月23日に執行いたしました松島町議会議員選挙の投票率は53.28%であり、これまで60%台を維持してきた状況から大きく低下し、初めての50%台前半となったものでございます。この結果につきましては、選挙管理委員会といたしましてもしっかりと受け止め、今後の検討課題であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） ちょっとお待ちください。本日の会議は、菅野隆二議員の一般質問でございますが、継続中でございますので、あらかじめ時間の延長を申し上げます。よろしいですね。

それでは、菅野隆二議員、再び質問をお願いします。

○5番（菅野隆二君） なるべく早く終わらせたいと思っております。

ただいま重く受け止めているという趣旨の答弁をいただきました。ここでもう1回、その結

果、仕方がない傾向と受け止めているのか、それとも町として対応すべき課題だと認識しているのか、まず、その位置づけというものを明確にお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） まずは、投票率が下がったことについては、大きな課題であるという認識はしているんですけども、細かい分析とかまでは、まだ進んでいない状況でございますので、今後、しっかり検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） 今回の選挙に関しての年齢階層別投票率みたいなものを町として把握しているデータがあるのか、既に集計分析しているんであればその内容を、把握していないというんであれば、今後、把握する考えはあるのかというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 年齢階層別、大まかな傾向としては、つかんでいるところでございます。ただ、まだ公表できるほどまでに分析が進んでいないといったところでございます。菅野議員おっしゃる宮城県が公表しております年齢階層別投票率、こちらとほぼ同じカーブを描いているという結果が出ております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） 今、集計して分析というところなんですけど、それは、公表していただけるものなのでしょうか。そこだけ確認をお願いします。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 現段階でまだかなり粗いものでございまして、具体的に言いますと、誰が投票したか、誰が投票していないか、例えば高年齢層のところなんですけれども、そこが分かってしまうと投票の秘密が漏れるということになるので、ある程度、年代を少し大まかにした形でいずれ公表していきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。現状把握というところでは、データ把握・分析

というところが重要になってくると思いますので、その辺は、しっかり構造的な課題として捉えていただければと思っております。

続いてなんですが、過去の松島町議会議員選挙における投票率の推移についてということで、先ほど石川局長のほうもお話がありましたが、大体60%ぐらい、2005年の75%以降も60%は確保しているというところで、一気に9ポイント下がってしまったというところなんですが、この要因というものを、町としてどういった分析を行っているのか。数値の比較だけではなくて、なぜ下がってきているのか、どの層の変化が大きいのかとかという点について、町としての見解をいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 過去の松島町議会議員選挙の投票率の推移につきましては、補欠選挙を除く一般選挙のうち平成17年度以降5回分を申し上げます。

まず平成17年が75.42%、平成21年が68.15%、平成25年が64.35%、平成29年が62.09%、令和3年が62.38%となっております。今回、令和7年の投票率53.28%を平成17年度と比較いたしますと約22ポイントの低下、前回の令和3年と比較いたしましても約9ポイントの低下となっております。中長期的に見ましても、直近でも投票率の低下傾向が明確に表れているものと認識をしているところでございます。

こうした本町の推移を全国的な状況と比較いたしますと、全国都道府県議会議長会事務局が令和6年8月に取りまとめました投票率向上に向けた課題に関する調査研究報告書、こちらによれば、統一地方選挙における町村議会議員選挙の全国平均投票率は、平成19年時点では70%強ありましたが、その後は回を追うごとに低下をいたしまして、平成31年の統一地方選挙ではおおむね60%程度、直近の令和5年度には、55.49%まで低下しているところでございます。本町の投票率の推移をこの全国の町村議会議員選挙の推移と対比をいたしますと、低下のカーブ自体は、全国の町村議会議員選挙とほぼ同様の傾向を示しているものと分析をしているところでございます。

選挙管理委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、本町におきましても、全国的な投票率の低下の流れの影響をより受ける段階へと入ってきているものと受け止め、今後、若年層をはじめとする幅広い世代への啓発や期日前投票制度の周知など、投票しやすい環境の整備を一層推進していく必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） 全国的なカーブだったりと同じような形となってしまうと、自然減少だからしょうがないと受け止めてしまうと何も始まらなくなってしまうんですが、その中で、今回、9ポイントも一気に下がったというところ、その要因を分析していただいて、それが正確かどうか分からないんですが、仮説を立ててそこを検証していくというところもしていないと、何とも動きようがないとは思いますが、その仮説だったりでもいいので、要因として、今、検討されている、こういったものが思いつくというものがあれば、町独自としてこういった要因があって9ポイント下がったんじゃないかというところがあれば教えていただきたかったんですが。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 若干、次の答弁にも絡む部分があるんですけども、選挙の投票率につきましては、国もそうなんですけれども、複雑な要因が絡んでいるというところなので、一概には言えないといったところでございます。ただ、今回の選挙に限って、若干、私見も入るかとは思いますが、例えば北小泉地区の投票率が低かったこと、あとは、所属政党で出馬されていた方が、今回、1候補であったことなども低下した原因の1つであるとは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） いろんな要因があるとは思いますが、そういった形でいろんな仮説を立てながら、何か改善できるようなところが進めていければいいなと思っております。

それでは、今、お答えもいただいたところとは思いますが、改めてになってしまうんですが、投票率低下の主な要因についてというところ、今お話があったところ以外に行政としてどのような点を把握しているのかというところを改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 行政としてということであれば、私から答えてもいいかな。今の菅野議員の1、2、3については、選挙管理委員会が答弁することが筋だろうということで控えさせていただきますけれども、まず今回の町議会議員選挙は、期日前が始まったときから、実は期日前の1日目、2日目、水曜日、木曜日、この辺の期日前の投票率が前回と比べてどうだという話は常に気にかけておりまして、前回よりも低いという話を聞いていましたので、石川事務局長には、広報車をとにかく町内くまなくもう1回、何回でも歩いて投票を呼びかけてくださいというお願いはしております。そういったことで、期日前をできるだけ松島町

役場に来ていただいて投票していただくようにという働きかけをしましたけれども、土曜日までの結果を見ても、前回よりも下がったと。そして投票日を迎えたわけで、投票率全体で、今、菅野議員が9ポイントと言っていますけれども、前回並みの投票率は欲しかったと。

ここに至らなかったのは何なのかということで、選挙管理委員会ともこれからいろいろお話し合いはしなくちゃならないんですが、ただ、今年、令和7年度参議院議員選挙、それから知事選挙、それから町議会議員選挙と3つの選挙が松島町でありましたけれども、この3つとも大体そう変わらない投票率だったんです。私は国政よりも知事選挙、知事選挙よりも議会議員選挙のほうが投票率は上がるものだと思ってやっていますので、それを上げられなかったのについては、何らかのものが欠けていたのかと。ざっくばらんに忌憚なく申せば、今、選挙をやっているんですか、静か過ぎませんかという問合せも、実は、個人的には受けていますけれども、そういった中で、いろんな選挙の形態が変わってきているのかと思います。これは、あと、議員が年代別等々ということでお話があるかもしれませんが、その辺の分析もしながら、これからいかに、これからあるであろう国政にしてもいろんな選挙にしても、松島町としてどう立ち向かって、町民の方々から投票率向上につながっていくのかは、少し研究させてほしいと思っております。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。町議会議員選挙は投票率が高いという中でこれだけ下がったというのは、もちろん一番の責任は、私も含めた前回の議会の議員が活動をしつかりできなかったという評価でしょうから、その辺は大いに反省し、そこは一番の要因だと思っています。

ただ、町も何か足りないとかというわけではなくて、しっかりやっていたいているというのはもちろん分かるんですが、全体的に下がってきてしまっているんで、このままだと危険だなというところ、あとは、今お話にもありましたが、10月末に宮城県知事選挙がありまして、あれは、ニュースだったりネットだったりとかで話題になっている中で、これは投票率が上がるのかとは思っていたんですが、松島の投票率は46.5%という形で、これも前回から10ポイントぐらい下がっている状況だったので、もしかしたら松島で何か今やっておかないと、もう本当に取り返しがつかなくなるとは思ったんですが、県知事選でもそういったことがあったというところで、町単独というわけではなくて、県だったり近隣市町村と連携した投票率の向上の取組というものも必要なのかと思ったりはするんですが、県、近隣市町村と連携した取組の検討や協議が行われているのか、また、今後、行っていく考えはあるのかという

ところ、もし分かれればお聞かせください。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 2市3町におきまして2市3町選挙管理委員の会という勉強会などをやっております。そういう場では、やはりその投票率などはかなり話題になりまして、啓発活動の取組、先進的なのとか、うちではこのようなことをやっているなどということを情報交換しております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。町単独では、多分、限界もあるんだろうというところはありますので、広域連携というところでも協力をぜひしていただければと思います。

続いてのところ、4つ目、本町において65歳以上の人口割合が40%を超えているという現状が町全体の投票行動にどのような影響を与えていると認識しているかというところです。また、今後、若年層が減少し、高齢者の割合がさらに高まってくるということで、投票行動や町政の意思決定がどのように変化していくと予測しているのか。漠然としていると、答えにくいとは思いますが、この辺の町としての見解をお聞かせいただければと思いました。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本町で議員がお話するように、今、65歳以上の高齢者が全人口の40%を超えておりますので、今後も高齢化の進行が見込まれておる中で、一般的に高齢者層は、他の世代に比べて投票参加率が高い傾向にあり、これまで本町の投票率を支えてきた大きな要素であるとは受け止めております。

一方で、人口に占める高齢者の割合が増加するに従い、実際に投票箱に入る票の構成において高齢者の割合が高くなることが想定されることから、町政の意思決定に反映される声が相対的に高齢世代に偏りやすくなり、若年層や子育て世帯の意見が見えにくくなるという影響が生ずるおそれがあるものとは考えております。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） そういった危機意識を認識しているというところで、ありがとうございます。

そうなると、続いての5問目なんですけど、ここも危機意識を持っているというところでは、今、お話はあったんですが、いわゆるシルバー民主主義という言葉がありますけれども、そ

ういった言われる状況について、世代間のバランスだったりとか将来世代への影響というものが出てくるわけなんです、その辺をどのように考えているのか、町の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この質問につきましては、人口構成を踏まえますと、宮城県の年代別投票率を適用して推計した場合、将来の松島町の選挙では、投票箱に入る票のおおむね6割前後が65歳以上の方々による票で構成される可能性が高いという見込みにつきましては、一定の危機感を持って受け止めているところであります。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。今もお話があったんですが、若年層の票が5%前後にとどまる可能性があるという現状のままでは、結果として高齢者優位の意思決定構造という、先ほど言ったいわゆるシルバー民主主義的な状況に近づいていくのかと思うんですが、シルバー民主主義になった、別にそれでもそれはしょうがないんじゃないかという考えもちろんあるんですが、シルバー民主主義になってしまうと、メリット・デメリットがいろいろあると思うんですが、その辺は、どちらのほうが多いと町は認識しているのか、改めて確認させてください。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ただ、高齢者の方々の票が仮に多くなったとしても、選ばれるのは議員の皆様でありますから、議員の皆様方が例えば全世代を考えた場合に、まさか高齢者の方々のみ考えているわけじゃないので、選ばれた議員の方々が世代間の均衡を保った政治というものを求めてきていると思いますので、私ら行政に対しましても、そういった中でのご意見を賜るものと確信しております。そしてまた、我々行政側もそれに対応した政治姿勢を持って取り組んでいくというのが施政ではないのかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） 議員の構成が多様性というところで、個人的には、もうちょっと女性議員だったりとか、年齢も含めていろんな層の議員がいれば何か変わるかなと思ったりはするんですが、ここも、若干、多分、答弁がかぶってくるとは思うんですが、次の質問で若年層の票の5%にとどまるというところの推計についてなんです、これは、投票箱に入っている5%しか18歳から29歳の票が入っていないという状況になってしまうんじゃないかと推定されるんですが、この辺は町としてどのように受け止めているのかというところを、率直な

認識をお伺いできればと思います。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これも先ほど答弁した、高齢者の方々の投票率が増えてきても、高齢者だけでなく若い世代も考えていくという内容に尽きるかと思うんですが、ただ、今、年度は忘れちゃったけれども、国でも18歳以上の方々の投票に入ったということで、若い人たちの意見も取り入れていこうという趣旨なんですかね。そういったものを取り入れて、今、選挙制度で始まっているわけでありますから、そういった意味では、松島町としても若い方々の選挙行動による投票を促す、そして、それは、候補者の政治理念というものをしっかり聞いていただいて、そこでもって若い人たちが共鳴していただくと、そういったことが肝要なんだろうと思います。

また、我々は、18歳以上だけでなく、今は小学生とタウンミーティング等々をやっていますけれども、そういった若年世代の意見もいろいろ聞きながら各年代ごとの若い人たちのご意見を聞いて行政へ反映していくと、こういったことが必要だと思いますし、また、これを、逆に議会側の議員の皆様方にもお示しするというのが肝要かと考えております。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。この人口構造と投票行動の傾向が固定化した場合というお話をずっとしていたんですが、高齢者の方の投票率が高いというのは、物すごい素晴らしいことで、それはそのまま行っていただきたいというところと、あとは、若年層の投票率が単純に上げればいいという問題でもなくて、そういった若者だって、若年層の声が届かないと、町としての意思決定が偏ってしまうというところを避けなければいけないと思うんです。

次に、7番目の問題にも行きますが、ここもほぼ同じような形になるとは、今、答弁いただいた内容ともかぶると思うんですが、意思決定が特定の世代に偏らないようにするために、どのような視点だったりとか工夫が必要かというところ、その辺がもしあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ちょっと答弁書と変わってきますけれども、町政の意思決定において、若年層の方も高齢者の方も、どの年代についても様々な意見を聞いて、そして、その場を設けるということが必要であって、また、そういった中でいろんなものをこちらから投げかけたりしていろんな話合いを進めてくるということになるんだろうと思います。率直に、また

そういった方々にいろんな、例えばうちの委員会なんかを頼むときがありますけれども、委員を頼んで町の課題を申し上げ、その課題解決のために鋭意努力してお知恵を拝借する、こういった委員会も必要であろうし、そういったことも、これは、行政側だろうが議会側だろうが両方がそういった歩みを取っていただいて、多くの町民の声を行政に反映するというスタンスが必要ではないのかと思っております。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。町長がおっしゃったとおり、議会としても、できることは率先してやっていきたいなというところはあるんですが、実際に議会報告会であったりとか、町長も、タウンミーティングなんかも開催していると思うんですが、なかなか応募がなかったりというお話も聞いていました。政治参加の低迷というところが町の将来に大きな影響を与えるんじゃないかと思うんですが、次の8問目、若年層や子育て世代の投票率低下以外に、政治参加の低迷というところがどのような影響を与えているのか。若年層だって子育て世代が政治参加してこない、というデメリットが町としてあるのかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 若年層、子育て世代の政治参加の低迷は、松島町の将来にとって危惧すべき課題であるとは認識しております。これからの松島町を担う世代の意見を反映し、長期的視点に立った施策の立案を行うため、現在策定中の松島町長期総合計画においても、まちづくり検討委員会にて、若年層、子育て世代を委員に選任することでそれらの意見を多く取り入れているところであります。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） 町の重点戦略として、定住、子育て、交流の3本柱を挙げていると思うんですが、その中心は、やはり若年層や子育て世代になると思います。その当事者の声が届かないまま意思決定がなされ進んでいくと、一番最初に言ったとおりどうしてもミスマッチが生まれるので、ぜひその辺も意識していただければと思います。

続いて、今あった若年層や子育て世代の政治参加、そういったものを促進するためにこれまで町としてどのような取組を行ってきたのか、また、その取組について町としてどのような評価をしているのかというところをお伺いします。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 選挙管理委員会の取組につきましては、選挙管理委員会の事務局長から

答弁させます。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） では、選挙管理委員会での取組につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、松島高校における生徒会選挙の際に出前講座を実施するとともに、選挙資機材の貸出しなどを行いまして選挙の仕組みや投票の重要性を学ぶ機会を提供しているほか、18歳から20歳を迎える誕生月に投票を促すバースデイカードの送付などを行っております。これらの取組を含めまして、今後も引き続き若年層や子育て世代の参加促進に向けた取組の工夫、充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） やってみて、実際、どのような評価をしているのかというところもお聞かせいただけますか。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 正直なところ言うと、投票率としては、なかなか見えにくい部分なのかと考えているところではございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） であれば、しっかりやっていたていることはもちろん分かるんですが、投票率に見えるような形も何かあるのかもしれないので、その辺の検討もしていただければというところと、あと、投票率以外のところで若年層や子育て世代の政治参加を促すような取組というのは何かやってきたのか。もしやっているのであれば、その辺もお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まだ10番目に行っていないよね。（「まだ行っていません」の声あり）投票率を上げるには、選挙のときは、行政もサポートする側に回っていろんな広報活動等やるし、また、期日前投票をする上でも、来やすくして役場に来ていただくような取組だったり、それから各投票所のバリアフリーを考えたり、これまで議会からも何回かご指導を賜った内容等で、例えば空調なんかも考えたり、そういった場所の問題等々を考えてこれまで歩んできました。そういったことをやりながら、やはりあとは、どの選挙でもそうなんですけれども、候補者がどれだけの町民の方にアピールするかという場を設けて、対面して自分

たちの意思を反映させるかということだと、その反映が票につながってくるんだと私は思っています。ですから、そういった議会を目指す候補者の方々が活動しやすくするように我々はサポートするし、また、候補者の方々は、政策的なものをしっかりと町民の方々に訴えて、そして、なおかつ、それがまた、選挙権はないものの、高校生、中学生にも共鳴できるような内容であれば、なおいいのかとは思っております。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。いろんな取組をしている中で、例えばもう1個、もし事例があればと思うんですが、現在、若年層だったり子育て世代の意見が実際に反映されてこういうことがあったよとか、こういうことを実現したよとかという、そういったものがあればぜひお聞きしたかったんですが、何かございますでしょうか。これは、投票だけではなくて、若者だったりとか子育て世代の意見を実際に聞いて、それを反映して何か新しい施策が始まったとか、そういった事例が町としてあるのかと思って、もしあればお聞かせいただきたかったです。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 新しい事例というものではないんですが、次期長期総合計画に係るまちづくり検討委員会の構成メンバーの方々なんですが、現在、幸いなことに20代から60代まで幅広い方にメンバーに入っていていただいております。また、子育て世代のお母さん方5名の方にも参画していただいております。委員の皆様は心から松島に愛着をいただいております。様々な意見をいただいております。また、できるだけ私たちの意見を長期総合計画にも反映させてほしいという強い希望も持って熱心に参加してもらっています。

今後、まちづくりとかそういう委員会など、議員がおっしゃる若年層とか子育て世代の方にメンバーに入っていて幅広い意見をもらうことが大事じゃないかということで、私どものほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。委員の方からも実際に上がってきた意見を、長期総合計画はまだ決まっていないんですが、こういう意見があって実際にこういうのを入れていますよというものがあれば教えてもらいたかったです。

○議長（高橋利典君） 企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 現時点ではまだ素案の段階で、今後、議会の議員とも協議させ

ていただきますので、そのときには、こういう意見があったということでお示しすることができるかと思しますので、ご理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5 番（菅野隆二君） 分かりました。その辺の意見、政治参加だったりというのは、また最後の質問のところでもうちょっと言わせてもらうので、投票率のところでお話をまたさせていただきますたかったんですが、若者の関心と政治や選挙に対する意識に関する調査というものがありまして、若者に対して選挙がどのように変わったら投票しようと思う気持ちが強くなるかという問いがあったんですが、これは、インターネットで投票できたらという回答が54.6%で、2位の回答の2倍以上もあったと。インターネット投票というものは、公職選挙法において認められていないので、ただ、海外では実際に行われていたり、国内でも、実証実験も始まっております。そういったことが広がってきた際に、松島がぜひそういった実証実験にも率先して手を挙げていただきたいと思うのですが、その辺のインターネット投票に対しての取組や考えというものを、もしあればお聞かせいただきたいんですが。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 確かにインターネット投票ができた場合のメリットは、とても大きいものがあるとは考えております。ただ、今現在の公職選挙法では、立会人の問題であったりとか、なりすまし投票の問題であったりとか、数々の問題を抱えているというところは認識をしております。実際に、それについてインターネット投票の実証実験などがあった場合に手を上げるかどうかなどについては、まだ委員会で検討していない段階でございますので、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5 番（菅野隆二君） ぜひそこは、手を挙げていただければと思います。そこは、要望としてお伝えしておきます。

あと、もう1つ、明るい選挙推進協会で、投票に行かなかった人にどういう状況だったら投票に行こうと思いますかという問いをしたところを、二、三十代は、駅やショッピングセンター、コンビニなどでも投票できたらという回答が一番多かったと。つまり有権者のコスト、投票所に足を運ぶための時間だったり労力だったり交通費とかが少ない投票制度であれば、若者の投票率は上がると考えられます。そういったことを考えると、町内でも例えばA&C

〇〇Pだったりとか町内の駅などに期日前投票所を設置するというのもありかと思ったんですが、その辺のお考えがもしあれば、教えていただければと思います。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 現在の期日前投票を使っている方々のもともとの地域であるとかそこら辺を確認いたしますと、例えばA&C〇〇Pであるとか駅とかということと考えますと、ここの役場で期日前投票をやっているものですからかなり近場になって、そのメリットをすごく発揮ができないのかと考えております。実際、それをやるに当たってはかなりのコストがかかるので、そこら辺を考えたときに、近場である例えばJAの避難所とかああいうところを使ってやることまでは、今の段階では考えていないといった状況でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） どういう結果になるか分らないですが、コストをかけてもやってみる価値はあると思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。そこは事務局長が判断できるのか分かりませんが、ぜひ実験的にもやったほうがいいと思うんですが、その辺のお考えを改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） おっしゃるとおり私がやるやらないという判断はできないんですけれども、選挙管理委員会で話題に出ささせていただきまして検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。組織的に私も勉強不足で申し訳ないんですが、そういった選挙管理委員会でやるかやらないかということですか。それとも、町長が例えばそれをやってみたらという声をかけたらできるということなのか、その辺の組織の状況が分からなくて、その辺を教えていただければ。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） まず部局が違いますので、選挙の執行に関しては選挙管理委員会、先日、当選証書を交付させていただいた上野委員長がトップとなります。ただ、財政的なところは町からという形になるので、いろいろと調整しながらやる必要があるものであると認識しております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。A&C O O Pが例えば今の事例でいうと、近くてあんまりメリットがというところをおっしゃっていたんですが、私は、多分、上がると思うんですけども、それを言うのであれば遠いところ、例えば町内にある7つの駅全部は難しいと思うんですが、例えば駅に期日前投票所を設置するというのも投票率が上がってくるのかと思うんですが、そういったものの検討に関してはどうですか。そこも、もちろんコストがかかると思うんですが、そういったほうがメリットが高いように思われるんですが、その辺もお願いします。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） たしか議会の質問か何かだったでしょうか、過去に検討した経緯は、前任からは、聞いているところではございます。実際、期日前投票を行うに当たって、それに係る人だけではなくてシステム自体、オンラインシステムであったりとかそういうところを含めると、かなり高額になるといったところで断念した経緯があるという形は聞いているところでございました。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） そこは、そのときは断念したとはいえ、もう一度、どれくらいかかるのか、そういったものを算出してみる価値というか、今、ここまで下がったのであれば、そうやっていかないとどうしようもできないのかと思うんですが、あとは、例えば移動式の投票所だったりとかバスを使ってとかというところをやっているところもあるんですが、そういった期日前投票をする場所を増やすという方向性はあるのかないのか、そこも改めて確認させてください。

○議長（高橋利典君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 現在のところ、まだそこまで深い考察というか、公表している段階にはございません。今後、先日の町議会議員選挙の結果も踏まえながら検討していきたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。あと、若年層の投票率向上を考えると、小中学

生の主権者教育というところも重要だと考えるんですが、今、例えば松島高校に貸し出したり、出前という形ではご説明があったんですが、小中学生の主権者教育というところ、取組だったり考え方というものをお聞かせいただきたかったんですが、その辺もよろしいでしょうか。

○議長（高橋利典君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 小中学校の主権者教育ということで、小学校は社会科で選挙の大切さ、1票の重さとかという部分を勉強しますが、一番、今、一生懸命うちで考えているのは、松島まるごと学です。シビックプライドとも言いますけれども、松島愛が育てば、松島に対する1票も大分投じてくれるのではないかと考えております。

それから、中学校においては、松島中学校で生徒会役員選挙を実施しています。これは、皆さんがやっている議員選挙とほぼ同じです。立候補する人には10人の推薦者が必要と。そしてポスターも企画されて、立会演説はこの時間とこの時間とこの時間、それから肩にかけるのは、立候補者以外は肩にかけて駄目と、誰かが肩にかけてやるというのはアウトということで、あと、選挙管理委員会から本当のジュラルミンのやつの投票箱を持ってきてやると。これが1年で1回、2年生で1回、3年生で1回、生徒会の役員選挙がありますので3回はやっている。そういうわけで、ある程度、子供たちは、立候補者の意見をよく聞きながら投票するということができるようになってきているのではないかと思います。校長先生と話をしたときもそのような話をしておりました。

でも、今回の選挙で、これは私見なんですけれども、自分の立候補をタブレットでやると。要するに声を上げないでタブレットで宣伝を出していくと。そういうサイレントなやつもやっておかなきゃなんないのかなと、ふと思いました。ですから、声を上げて僕に投票してくださいというのもいいかもしれないけれども、空いた時間は、タブレットで私の言いたいことはこれですよと静かにやるというのも、1つこれからのスタイルとしていいのかなと思っています。まだこれは、実現はしていませんけれども、そんな選挙方法もやっていかなきゃなんないのかと思います。

それから、長くなりましたが、中学校は公民という分野がありますので、これで、大分、選挙の在り方について学ぶ機会が多いので、そういう意味では、小学校、中学校、それ相当のことはやって若年層の投票に行きましょうねと、松島のことを考えましょうねということは、やっているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。推薦人を10人集めなきゃ立候補できないということだったので、我々は自分で勝手に手を挙げれば立候補できるので、そっちのほうが大変だと思いました。

あと、今、いろいろとやっていただいているいいなと思いました。主権者教育になると、結果が出るのが10年、20年先になってくると思うんですが、町として主権者教育をそういった形でやってきたのは何年前ぐらいなのかというのを教えてもらえればと思います。

○議長（高橋利典君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 私も中学校の校長さんに確認してはいないんですけども、18歳で選挙ができますよって言った時点、だから、二、三年前からやってきていると思っております。ジェラルミンの箱とかは、前からもやっていると思いますけれども、そういう感じでございます。これからは、どんどんそういうのをやっていかないと、高校でも多分するんでしょうから、中学校でそういう下地があれば、高校でも十分にまた第2段階ということになるんじゃないかと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。じゃあ結果が出るのはまだ先のほうというところ、例えばこれが10年前ぐらいからやっていて、今、25歳になっていてあんまり投票率が上がっていないってなるとどうなんだろうと思ったんですが、これから結果が出るということで、楽しみにしております。

あと、これで最後の質問になります。ここに関しては、今回、投票率を上げたいというのはもちろんあったんですが、政治参加というのをもっと促したいというところが本分でございました。現在もタウンミーティングだったりとかというのは、やっているとは思いますが、タウンミーティングのオンライン参加、あと意見募集など、この参加型の政策形成の仕組みをさらに充実させていくという方針があるのかどうかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員が言われたことに対しては、町としても積極的に取り組む意思でやっております。ですから、先ほど来から重複しますが、各世代の声も聞く、それから各種事業者の声も聞く。特にコロナの途中、それからコロナ明け、それから現在の物価

高騰の中、いろんな職種の方々との意見を、組合を通してやったり、個々にお招きをいただいて、そちらの席上でお話をさせていただいたり、そういう団体も数多くあります。そして、町にも様々な課題がありますので、逆に、そのときに町の課題を申し上げると。そんな中でいろいろ行政へ反映させていくと。

それから、子供たちとのタウンミーティングについては、来年、年明けの1月中下旬から始まるんですけども、逆に私は楽しみで行きますので、この中で、子供たちと約45分間の中でいろんなご意見を聞いて、また私がお話し申し上げて、それでまた意見をいただくという形を取っておりますので、そういう中での話をしながら子供たちにも町政に興味を持っていただく。いつだったか子供たちに、今後、なりたい職業は何かありますかと言ったときに、五小、二小、一小の6年生全員に聞いたときに、たった1人だけ町長になりたいって言った。議員になりたいという人はいなかったです。ですから、そういう中で、子供たちからもそういったものの夢を少し与えることも必要なのではないのかということも考えておりますので、松島町の未来を考える子供たちでありますから、そういった子供たちとの話し合いは、十二分にこれからもやっていきたいと思ひますし、そういった物の考え方をしっかりと反映させていくような町政運営をやっていきたいと思ひます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。子ども版タウンミーティングなんかもやっていただいているというのは聞いていました。町長になりたいというその小学生、大変うれしく思ひます。あと20年後ぐらいでしょうか、かかるので、それまで何とか、そのときになったときに、やっぱりなりたくないと思われたら嫌なので、その辺は、我々も踏ん張っていかなければというところではあるんですが、いろいろやっていただいているというところは、もちろん存じ上げているんですが、今やっているままですと、声が届く人と届かない人というところが固定化されてしまうんじゃないかと思ひて、若者や子育て世代、仕事や子育てで忙しい世代の声を意識的に何かすくい上げる仕組みを整えたほうがいいんではないかと思ひたりはします。そうしないと構造的なものは変わらないので、大胆な、大幅な何か今後の検討しているようなものがあれば伺いたいんですが、今、声を発していない人、声をすくい上げられていない方へ向けて、その辺をすくい上げるために何か方法はないのか、そういったものを検討していないのか、そこをいま一度、確認させていただければと思ひます。

○議長（高橋利典君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは選挙で質問されていることなので、選挙を通してお話しすればい

いのかどうか分かりませんが、来月になれば美里町の首長選挙、2月になれば利府の首長選挙と選挙が続きますけれども、各自治体で同じような悩みを抱えているんだろうと思うんです。ですから、いかに投票率を上げるようにやるべきかというのは、県内の市町村全てが同じ課題を持っているんだろうと思いますので、今後の選挙への取り組み方については、しっかりと全市町村が意思疎通を持ってやっていく必要があるだろうと思っています。そういった中の意見を多く取り入れての行政反映というふうにはね返っていくような仕組みを今後とも検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ぜひお願いします。すくい上げるのが議員の仕事だと言われればもちろんそのとおりで、我々がすくい上げていかなければいけないんですが、どうしても足りない部分もあるので、町としてもぜひやっていただければと思っておりました。

参加型というところ、意見募集という部分では、以前もこの議会の中で、パブリックコメントの意見の数が少ないんじゃないかというのを言わせていただきました。それだとせっかくやっているのにもったいないですよというところがあったんですが、現在も次期の長期総合計画だったり過疎地域持続的発展計画、国土利用計画の意見を、3本、パブリックコメントを募集していると思うんですが、以前、そういったお話をさせていただいた中で、今、意見数を増やすために以前と比べてどのような工夫をしているのかというものがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） すごく変わったというか、目新しいかって言われたら、そうじゃないかもしれませんが、今回、スマホからも意見が言える環境ということで整えているところです。

今後につきましても、できるだけそのような隙間時間とか、あと、通勤しているときにもそういう意見が届くようなシステムというか、そういう環境づくりには努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） これは、パブリックコメントの期間が12月8日から1月9日というところです。3つともそうになっていたんですが、現在10日、大体3分の1が経過した状況ですが、意見数はどれくらい集まっているのかというところが分かれば教えていただきたいです。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） すみません。現時点では、残念ながら今のところは、まだ来ていない状況です。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） じゃあ駄目ですね。これは、制度として機能していると言えるのかと思っちゃうんです。意見を募集しているということと集まっていることというのは別なので、集まらなければ意思決定に反映させることもできないと思うんです。集めようとしているところやったんですけれども集まっていないという現状がありますので、これは、町としてここをどう評価しているのかというところをお聞かせいただいてもいいでしょうか。

○議長（高橋利典君） 千葉企画課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 評価というと、確かに議員おっしゃるとおり来ていないというのは、私は、さっき残念だと言いましたが、期間も、まだ後ろも1月9日まで一応予定していますので、そこは、なるべく来てもらうことを期待しながらとしか、今の段階では、私は言えないんですが、できるだけそういうふうに、いろんな先進の意見が届く環境の情報収集とか、そういうのはきちっとやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） 逆に言えば、あと3分の2残っているので、告知したり周知したりとかというのは、何かやったほうがいいと思うんですけれども、ほかの事例を見てもらっても数が増えることはないと思うので、まだ間に合います。なのでその辺、長期総合計画なんかは、10年間の計画に対する意見を集めているわけなので、そこはやったほうがいいと思うんですが、再度、やってください。どうですか。その辺は周知をやっていただきたいんですが、お願いします。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） この後、その辺、より効果の上がる周知について職員間でも議論して進めていきたい、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） やっていただけることを期待して、来年の年明けが楽しみですということ

ころで、約1時間過ぎましたので、最後に、ここは町長にお伺いしたかったんですが、人口減少と投票率低下が同時に進むという中で、若者や子育て世代の声を町政に届ける仕組みづくりというのは、先送りできる課題ではないのかと私は思っております。今までやってきた既存の延長線上ではなくて、仕組みそのものを変えていく必要があるんじゃないかと考えております。この課題に対して、町長としてどのような覚悟で取り組んでいただけるのかというところ、理念だけではなく方向性としての決意をぜひお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利典君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは、全国どこでも同じような問題を抱えているんでしょうけれども、だからといって松島町がじゃあそれでいいとは思っていませんので、今も実は、取り組んではおりますけれども、様々な各種団体にこちらから投げかけて、逆にご意見を酌み取っていくという努力を惜しまないでやっていくということに尽きるのかと思っております。来ることを待つことじゃなくて、こちらから行くという姿勢で取り組んでいきたいと思ひますし、また、その時々場に合った問題というのが、仮に出る場合があるわけです。例えばこの間のコロナ禍なんかもそうだけれども、もし今後、そういったことが発生すれば、それは、それに特化した話合いも必要になってくるだろうし、その時々により対応できるような体制でやっていきたいと思ひます。

○議長（高橋利典君） 菅野隆二議員。

○5番（菅野隆二君） ありがとうございます。最後、松島町の未来をつくるのは、もちろん行政でもなく議会でもなく町民一人一人の参加の力であると私は信じております。なので、今、必要なのは、世代を超えて声が届き合う仕組みを整え、共に町政をつくっていくという姿勢を共有することかと思っております。私も議員として反省するところがありましたので、その辺をしっかりと気を引締めてやっていこうかと思っております。若者や子育て世代、もちろん働く世代、高齢者も含めて、全ての町民の思いが町政に反映される松島町を、町民と行政と議会が一体となって実現していきたいと考えておりますので、共に未来に誇れる、自慢できる松島町を築いていければと思っております。

そういった決意をお伝えさせていただいて、これで一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（高橋利典君） 5番菅野隆二議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。

一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は、19日に延会といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。再開は12月19日午前10時です。

皆様、大変ご苦労さまでした。

午後5時43分 散 会